

令和7年第4回 飯塚市議会会議録第5号

令和7年9月19日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第15日 9月19日（金曜日）

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 認定第 11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 2 認定第 12号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 3 認定第 13号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 4 認定第 14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 5 議案第 88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 議案第 92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 11 議案第 94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）
- 12 議案第 95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）
- 13 議案第 96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 14 議案第 97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 15 議案第 98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）
- 16 議案第 99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
- 17 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）
- 18 議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）
- 19 議案第102号 市道路線の廃止
- 20 議案第103号 市道路線の認定

第2 追加議案の提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第109号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）

○会議に付した事件

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 認定第 11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 2 認定第 12号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 3 認定第 13号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 4 認定第 14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 5 議案第 88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）

- 6 議案第 89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 議案第 92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

○議長（江口 徹）

これより、本会議を開きます。

昨日に引き続き、「認定第11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。

議題中、「認定第12号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」についての川上議員の質疑に対する答弁を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

昨日保留しておりました質問について、答弁させていただきます。令和6年度飯塚市公営企業会計決算審査意見に記載されております供給単価と給水原価につきましては、誤りはございません。

昨日、報告させていただきました供給単価と給水原価につきましては、国に報告する統計の要領に基づく数値となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、企業局から答弁のあった数字との関係でいきますけれど、この供給単価、給水原価の推移についての評価をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

推移について、供給単価と給水原価の差額についてですが、こちらの数字については、昨日報告させていただきました統計による数字での報告となります。

令和2年度の供給単価30.06円に対し、給水原価は187.32円、差額は157.26円。

令和3年度の供給単価30.25円に対し、給水原価は283.61円、差額は253.36円。

令和4年度の供給単価31.01円に対し、給水原価は269.91円、差額は238.90円。

令和5年度の供給単価30.88円に対し、給水原価は275.27円、差額は244.39円となっております。

供給単価と給水原価の差額につきましては、一般会計補助金で賄われている状態であります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間の一般会計からの補助金で賄われているその額は、合わせると幾らぐらいになりますか。R2年からでもいいですけど。分かりますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

供給開始からの補助金につきましては把握ができておりますが、平成元年から令和6年度までの36年間につきましては、収益的収入での一般会計補助金につきましては9億3493万3462円、資本的収入での一般会計補助金につきましては5億2843万4807円、合計14億6336万8269円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このR2年、3年、4年、5年、6年の数字はすぐ出でますか。難しいですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和2年度につきましては、収益的収入の一般会計補助金が3161万5千円、資本的収入の一般会計補助金が991万3千円、合計4152万8千円。

令和3年度につきましては、収益的収入の一般会計補助金が3761万3千円、資本的収入につきましてはございません。

令和4年度につきましては、収益的収入の一般会計補助金が3716万7千円、こちらも資本的収入はございません。

令和5年度につきましては、収益的収入の一般会計補助金が3784万円、5年度につきましても資本的収入の補助金はございません。

令和6年度につきましては、収益的収入の一般会計補助金が4100万1千円、資本的収入の一般会計補助金が1870万9075円、合計で5971万75円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは合計すると幾らですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

合計で2億1385万8075円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

36年間の一般会計の応援が14億円余ということなんですかとも、これについて、市長部局の一般会計のほうとの関係でいえば、どういうふうに評価しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

市長部局側からの答弁をさせていただきます。工業用水道事業につきましては、昭和45年から開始されまして、現在55年以上が経過しているところでございます。企業活動にも変化が見られているとは考えておりますけれども、製造業におきましては、製造技術の進化や、機器の性能向上などにより節水が可能になったり、企業が省エネに取り組むなど状況の変化があろうかと

考えておりますことから、本事業につきましては、ある程度役目を終えているとも言えるかと考えます。

ただ、工業用水の利用の増加が見込めない現状におきまして、事業の継続は困難であるとも考えているところでございます。また、今後、老朽管の破損等による利用企業の企業活動に支障が出ないよう対応することも最優先であると考えておりますことから、現在、企業局のほうと内部の協議を行いながら、廃止に向けた協議のほうについては続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、そういう評価なんんですけど、私がさっき聞いたのは36年間で14億円余という数字を聞いたんですけど、55年間といえばもっと大きい数字かもしれません。この数字をどういうふうに評価するのかということを聞いたんですよ。

もともと、産炭地復興の大きな流れが求められている中での企業誘致の位置づけ、そういう位置づけですよね。それでこの工業用水道事業をつくっていったんだけど。そういった点からいえば、この地方公営企業法全部適用の工業用水道事業なんだけども、政策的に補助金を出してきたわけでしょう。それが36年間でいえば14億円余と。これをどう評価しているのかということを聞いてみたんですよ。そういう答弁になっていましたか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

工業用水道事業につきましては、石炭産業に替わる地域経済の浮揚を図るために、産炭地域振興対策である産業基盤整備として市内に進出する企業の用水確保を目的としてこの事業が開始されております。この水道事業の円滑な目的と経営の安定化に資することを目的としたものとなっております。先ほど、今までの14億円を超えるこの補助金につきましては、こういった企業の進出で、企業活動においては十分必要な経費であったと考えているところでございます。

しかしながら、今後につきましては、もともとこの工業用水道事業につきましては、旧飯塚市の地域の中での事業であったこともありますし、現在、市内の企業の多くが上水道を使用し事業活動を行っている中で、新たな利用の増加が見込めない現状といったところもございますので、今後のこの工業用水道事業の在り方については、今後、検討していく必要があると考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この一般会計補助金の財源なんんですけど、国からの支援が入っていないんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

国等からの財源はございません。一般財源となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

交付税措置の中で、このことが考慮されていることはないんですか。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は直接の国の補助金があった時期があるのではないか、なくなった時期があるのではないかと思いますけど、今、ないということですけど、その一方で地方交付税の中で一定の単価が措置されているのがなかったのかと。令和6年度の一般会計からの補助金についても、それがなかったのかというのをお聞きしているわけです。後で答えてください。

それで監査委員が、この存続について意見を繰り返し出していますよね。令和元年度についての監査委員意見の中では、抜粋しますと「地方公営企業の経営の基本原則である経済性（独立採算性）の発揮と公共の福祉に寄与するためにも、事業内容の抜本的な見直しを行い、経営体質の改善を行うことを要望します。」となっていますね。これは存続の意味合いでしょう。

それから令和2年度は、「事業の持続可能性についての検証が必要になっています。」という指摘になったんですよ。それから、「経営の抜本的な見直しを行うことを要望します。」とも書いていますね。

令和3年度は、「事業の持続可能性、必要性を検証し、経営の抜本的な見直しを行うことを要望します。」となっています。

令和4年度になると、「事業継続の必要性も含め、今後の事業の在り方について検討されることを要望します。」と。

令和5年度になると、「事業の在り方を検証されることを要望します。」と。

令和6年度については、「今後の事業の在り方について検討されることを要望します。」と。

こういうふうにニュアンスはだんだん強まってきているわけですよね。「事業を継続しますか」、「どうなんですか」、「検討して」というようにだんだん強まっているんだけど、この間に、先ほど言ったように、一般会計からの補助金を見るだけで2億1385万円も一般会計に負担がっているわけですね。

こここのところについて、企業局内部でも考えたところもあると思うんだけど、監査委員の意見に変遷があるんですけど、こういうところをどういうふうに受け止めているか。決算年度が5975万円と言われたでしょう。最初の補足説明では存続、廃止について検討しなければならないとは言われました。監査委員は5年前からずっと言っているニュアンスなんですよね。この5年間、ストレートにいえば、どういうことを検討したのか。さっき言われましたけど、もともと旧飯塚市からスタートしてずっとそのままなんですけど、ほかの誘致企業との関係でいえばバランスが取れないというか、そういうようなことを言われたのかと思いますけど。今年度の令和6年度のことについて、どういうふうに考えているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

老朽化施設の維持更新に係る財政負担や営業赤字の恒常化など、課題解決に向けて市長部局担当部署と取り急ぎ検討を進めていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

受益というか、対象企業は日本タンクステンが昭和45年10月とありますから、工業用水道事業がスタートしたその年なんですね。大塚石材が昭和46年5月ですから翌年になります。九州白水が平成26年6月。沢井製薬が昭和56年5月。スズキ納整センターが平成9年10月。飯塚市スポーツ協会が平成16年4月からとなっています。企業はいずれも本市にとって大事な役割を果たしているところなんんですけども。この決算年度を含めて、これらの企業と工業用水道事業の廃止、あるいは事業の見直しについて、協議をしたことがあるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今言われております6社、1つは飯塚市ではございますけれども、過去に、令和3年度に直接企業のほうに訪問いたしまして、実際に、廃止に向けたということではないんですけども、この工業用水の在り方とか、工業用水がもしなくなった場合にはどういうふうな影響があるかとか、そういったところのアンケート、聞き取りというのは行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを令和4年度、5年度、6年度にかけて検討したわけですね。どういう検討をしたんですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今、工業用水の単価での給水ということになりますので、これが上水道に変わることによって、どのくらい利用料が上がるとか、それと、今、工業用水に合わせた施設整備とかをされている状況がありますので、上水道に切り替えることによる設備の更新とか、そういったところにどのくらいかの費用がかかることに対しての補助金の交付とか、今後、上水道に切替えをしたときに考えられる増額に対する激変緩和措置とか、そういったことについて協議を、内部ではございますけれども、進めてきたところでございます。

ただ、先ほどの答弁と重複するかもしれませんけれども、この工業用水道事業につきましては、現在、この6社だけではございますけれども、この企業の企業活動には十分貢献してきているとは思います。一方で、市内の企業との公平性といいますか、一部の企業に対する市から企業局への補助金の交付となっておりますので、そういった点も含めて、廃止の方向も含め、協議をしてきたところでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

アンケートを取りました。令和6年度までに、相手方企業とアンケート結果に基づいてそれぞれに協議をしたか。あるいは5社、飯塚市スポーツ協会も入れれば6社になるんですけど、まとめた形で協議をしたかとか、そういう実績はどうですか。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

令和3年度にアンケートで聞き取りを行って以降は、当該企業とは行っておりません。内部で、どういうふうに進めていこうかというところでの協議を行っているという状況になります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長部局は、市長宛ての意見書ですから意見書は読んでいるわけでしょう。毎年度の監査委員の工業用水道事業に関する意見書は。今のお話だと令和3年にアンケートを取りましたけど、それっきり何もしていないということです。その上、今日、質問しましたけど、交付税措置が、単価に入っているかどうかも分からぬようありさまという状況ですよね。だから存続すればどうなるのか、廃止をすればどうなるのかについては、あまり真剣には検討していないという状況が今なんですかね。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先ほどの答弁と重複することになりますけれども、令和3年度のアンケート以降、当該企業とのその後の協議というのは行っておりませんで、内部での協議というのは進めてきたところではございます。

先ほどの交付税の関係はございますけれども、現在は交付税措置の中には入っていないことが分かりましたので、ここで報告させていただきます。

先ほどの質問議員が言われております、過去に国のほうとかから、そういうふうな措置があつて途中でなくなったんじやないかというところでございましたけれども、そこについては、すみません、まだ確認ができておりますので、またそこは分かり次第報告させていただきたいと思います。

ただ、内部協議としては進めてきておりまして、当然、監査委員の意見等も踏まえながら、今後については、やはり廃止を含めたところで、内部ではそういうふうな方向性を持って、今後、企業等のほうに今の水道事業の在り方等を、そういったところを説明しながら協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

交付税の中で単価の中に措置がされていないということは、今、分かったわけですか。

○議長（江口徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

交付税措置になつてないということの認識はしておりますけれども、最終的な確認ということで、先ほど、財政課のほうに確認させてもらったところでございます。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

説明資料の20ページ、下水道事業の推移が分かりやすいので——、水色の分です。これが分かりやすいと思いました。それでこれを見ますと、令和6年度、2024年度は年間総処理水量が減少していますね、前年から比べて。これはどういう事情でしょうか。

○議長（江口徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本市は汚水と雨水を同じ管で合わせて処理する「合流式」と、汚水と雨水を別々の管で処理する「分流式」の排除方式を採用しております。合流式は、西部排水区域151ヘクタールで採用しており、汚水と雨水を合わせて終末処理場に送り処理しており、年間総処理水量は雨量や雨の降り方に影響されます。令和5年度の年間総雨量は2184ミリメートルで、令和6年度につきましては1832ミリメートルとなっており、令和6年度の年間総雨量が少ない状況となっており、年間総処理量が減少している理由となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これを見ますと、実は令和5年度、2023年度だけが伸びているのか、今後ずっと令和5年度の水準で移行するところ、6年度は引いたというように見るのか、その評価のところ。言っている意味が分かりますか。雨が気候変動によって令和5年度並みの雨が今後続いていくのではないかと思ったりしたわけです。今年度の状況は、令和7年度の数字はもちろんまだでしょうけど、傾向としては令和5年度並みの降り方をしていないかと思ってみたりもするわけです。そのところを何か検討したことがありますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

令和4年度につきましては、極端に低い数字になっておりますけど、そのときの年間総雨量は1317.5ミリメートルとなっております。先ほど言いましたように、雨量によって、雨の降り方によって、かなり汚水総処理量が変わっていくことになっております。今後の雨の増加によって、令和5年度並みになればそれ相当の総処理水量になるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは増えると何か問題がありますか。課題が新たに生じますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

総処理水量が増えれば、それに要する処理費が増加するものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。今後の気候変動の関係で、雨量が増えていくようであれば費用もかさんでいく可能性があるということですね。

それでは同じ資料の22ページ、使用料収入の伸びのところなんですね。令和5年度と6年度のグラフの事情をちょっと教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

使用料収入の増加につきましては、環境施設の面整備が進み公共下水道への接続が行われていること、料金単価の高い大口使用者、製造業となります。その使用量が増加していることが主な増加の要因であると考えています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

損益については御覧のとおりグラフがR5年度だけぐっと上がっていますでしょう。数字は当たっていないのであれですけど。もしや、グラフが間違っていないかとか思ったぐらいなんですよ。このR5年度がぐっと伸びて、4年度と6年度と比べたら微増でまあまあなのかなというふうに、数字に当たらずに言っていますけど、思ったんだけど。5年度がぐっと上がって6年度で下がったというところをちょっと聞かせてください。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

令和5年度の数値につきましては、大口使用者、ゆめタウン等の大きな企業が要因の一つと考えております。令和6年度のこの減少の数値につきましては、令和5年度、減価償却費の増が大きな原因であると考えております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

減価償却の関係で計算上こうなりましたということなんですね。分かりました。

次は、23ページなんですが、この6.9億円について、もう少し聞かせてもらっていいですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

資本的収支につきましては3億3千万円、資本的支出につきましては10億2千万円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額が6億9千万円となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額898万5834円、減債積立金1億7166万3351円及び過年度分損益勘定留保資金5億786万3662円で補填しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

次は、24ページなんですが、昨日、補足説明がありましたけれども、「3-4 下水道事業会計の内部留保資金等残高の推移（5年間）」なんですが、これは計画値があるんでしょうか。そうであれば、それとの比較を説明してもらえればと思います。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

下水道事業経営戦略におきましては、内部留保資金についての目標値の設定はございません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは安定的にという点でいえば、これだけはという数字がありますか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

繰り返しの答弁にはなりますが、目標の設定はございません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

公営企業ですから、内部留保資金について、最低これだけは目安として持っていたらいいですというのは、認識がないということなんですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

数値目標はございませんが、下水道供給開始から50年が経過し、管渠や施設の老朽化が進んでおりますので、今後の更新に向けて、内部留保資金の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

せんだっての報道で、国の方で老朽化判断基準の見直しをするというのが出ていました。御覧になっていますか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

リスク評価の考え方は変わっていないものと思います。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今から見直そうという方向性ですから、まだ何かそちらに来ているという状況ではないと思います。ただ、より安全に基準を見直していくという方向かと思うんですけど、それは大事なことなんんですけど、そうなっていきますと国の方で特別な手当てをしなければ、ミサイルばかり作って、こういった方向に手当てをしないということであれば、使用料を上げたりすることによって、できるだけ内部留保資金を取らないといけないという思考に陥ってしまえば、なかなか大変だということで、PPPとか思いつくのではないかと思うんですよ。本末転倒の状況になると思うので、私は気をつける必要があると思います。

それから、26ページに主な事業ということで収益的収支（税抜）と書いていますけど、終末処理場運転管理業務委託5250万円、管路維持管理業務委託2882万円、使用料賦課徴収事務費負担金3503万円とあります。それぞれについて、補足説明がありましたかね。委託先、それから業務内容、従事員数、業者決定方法について、それぞれお聞きしたいんですけど。

まず、終末処理場運転管理業務委託のほうから聞かせください。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

終末処理場運転管理業務委託になりますけども、目的につきましては、汚水幹線から終末処理場へ流入してきた汚水を揚水ポンプ場から沈殿池や滅菌池等の水処理施設に送水、処理し、遠賀川へ放流するための一連の運転管理業務を委託するものです。

業務の主なものは、各機器の運転及び監視、各機器の点検、施設の警備及び防火、運転日誌、運転月報、年報等の作成、機器故障等の対応となっております。

従事員数につきましては、10名となっております。

委託先につきましては、株式会社飯塚環境サービスとなっております。

業者決定方式としましては、これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の代替業務として随意契約しております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一度聞いたことがあるかと思うんですけど、この随意契約は同一のところにずっと続けているんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

近年で申しますと、平成31年3月18日に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の代替業務として株式会社飯塚環境サービスとの基本協定が締結されたため、令和元年度以降、飯塚環境サービスと随意契約により業務を行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、これからずっと先までこの会社と随意契約でいくということになるわけですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今から協議をした中で考えていく必要があると思います。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今からとはいつからなんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

現在、ウォーターPPPの導入可能性調査を委託しております。その中で、この運転管理委託業務、今の下水道に関わっている業種を全部包括的にバンドリングしまして、今、検討を行って、将来どういった方向でいくかを検討していきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和7年にPPPの検討の委託を出しているでしょう。これについては従業員の雇用の問題とか影響が直接あるわけですよね。決算年度中に、令和6年度中に予算要求して、令和7年度にPPP検討に入っていくわけですけど、決算年度中に、あるいは新年度予算準備中に事業者と協議をしたりしていないんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

協議はしておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

じゃあ、この会社は不安でしょう。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法で随意契約でやってきたのに、ウォーターPPPとか急に言われてですよ。全国で幾つぐらいやっているんですかね。これをやるということなら飯塚市はモデルケースで、失敗するか、成功するか、よく分からぬという状況でやることになるわけでしょう。どこかの会社が入ってきたとしても、あなたたちの雇用は守りますからとか、そういうような話になるんですか。心配じゃないんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

導入可能性調査の中で、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の業務を含めて、今後、全体的にその可能性調査を考えていくものと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この仕事をしてもらっている事業者には、このウォーターPPPのことについて協議を全くしていないということが分かりました。

それでは、管路維持管理業務委託について、先ほどの項目で答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、飯塚市企業局が保有する下水道管路施設の機能を継続的に保持し、安全に使用できる状況を保つため、必要な巡視・点検を行い、修繕、清掃、閉塞の解消など直ちに対応が必要となる業務を一括して発注することで、効率的に下水道管路施設の維持管理を行う委託業務になります。

委託に従事している従事員数は8名となっております。

委託先につきましては、株式会社飯塚環境サービスとなっております。

委託方式は先ほどと同じで、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の代替業務として随意契約となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

下水管の維持管理について、硫化水素によって死亡事故が絶えないじゃないですか。その点でいうと、市として、その安全は委託業者の自己責任で頑張ってくださいというふうにはいかないと思うんですよね。市として、どういうことをやっていますか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

委託費の中で安全費用を計上しております、その中で、安全管理は委託業者のほうでやっているところであります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その安全費用は幾らぐらいですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

安全費用の細かいところは、今、資料がありませんので分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

安全費用というのは何に使うんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

硫化ガスがたまっているときの換気です。それと、ガス検知器の確認、そういうものをやっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最近起きた死亡事故は、2人で入っていって管底まで落ちてしまうと。そして、それを救出しようとしてさらに2人が防御策を取らずに入っているんですかね。それで落ちるわけでしょう。だから、送風とかいうのはどういうふうにするんだろう。安全対策の費用の金額が分からぬということなんだけど、少し聞かせてくれませんか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

2つのマンホールを開けまして、そこから大型送風機を入れて硫化水素の換気をやっています。先ほど言われましたように、転落防止につきましては、転落防止のハーネスを使用して安全対策を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

毎年、大型送風機を委託料の中に入れるわけじゃないでしょう。毎年入れるんですか。ほかにあるんじゃないかなと思うわけですよ。ちょっと分かりますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

まず、マンホールを開けたときにガス検知器で確認をやっております。人が入るような所につきましては、大型送風機を入れて換気をやって、硫化水素がたまらないような対策を取っています。

人が入らないような小口径につきましては、カメラ調査とかといったもので点検をやっていところです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

基本的に、安全対策のための費用は委託料の中に入っているというのは分かりますけど、市として、きちんと安全対策上のマニュアルどおりのことが行われているかとか、その安全に関する報告とかいうのを受けるようになっているのかなと思いまして。市が責任を負う仕組み。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

まず、作業に入る前につきましては、安全手順書、そういうものを提出していただいて、市のほうで確認をやっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと大事なところを今答弁いただいたと思うんだけど、少し手順とか、順番どおりに言ってもらうと分かりやすいんですけど。それは委託の仕様書の中に入っているわけでしょう、こういうふうにしましょうとかいうのは。どうなんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

施工計画書をまず頂いて、その中で安全であるかという確認をやっております。実際、現場に入りまして、作業中につきましては、当然、私たちも現場立会しますし、安全対策をしたところの写真とか状況等を確認しているところでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、手順の途中までは聞いたんだけど、最終確認というか、安全に作業が終わりましたというような報告書とかを取ったりはしていないんですか。

○議長（江口　徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

そのような物は取っておりません。最終的な完成のときは、写真とかで確認はしております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

工事とか点検とかに必要ということで、ビフォーアフターの物は必要でしょう。今申し上げたのは、危険な業務なので、安全対策を市の責任できちんとやる必要があるのではないかと、日常的な管理把握が要るのではないかと。考え方としては、全国で起きているような、続発しているような事故を、本市では絶対起こさせないという決意が大事ではないかということを。

それから――、

○議長（江口　徹）

一旦休憩しましょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時02分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは使用料賦課徴収事務費負担金について、先ほど言った項目で答弁してください。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

使用料賦課徴収事務費負担金につきましては、水道事業会計に対する負担金になります。下水道使用料につきましては、水道事業会計が検針を行い、検針した使用水量に基づき算出、請求をしており、徴収につきましても、水道事業会計が水道料金とともに徴収をしております。そのため、この検針や徴収等に係る費用を下水道事業会計も調定件数按分により負担することとしており、決算が確定した後、翌年度に水道事業会計へ支払いをしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、先ほど言った私の質問項目は答弁できないところがあるということですね。実際にはケイ・イー・エス第一環境共同企業体がそれを含む仕事をしているということですね。そこへの委託料に3503万円を手当てるという感じになるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

全てが委託料ではなくて、銀行に対する手数料や窓口業務負担金等も含まれております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

決算資料の14ページに令和6年度一般会計補助金等明細書があります。これについて、内訳ごとに説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

医業収益の一般会計交付金は、公立病院運営のために市に交付される交付税措置分となります。病床数分が1億7208万円、救急告示病院分が3799万1千円、不採算地区中核病院分が1810万4千円、院内保育所運営経費分が112万9千円、合計2億2930万4千円を一般会計から交付金として受け入れ、同額を指定管理者に交付しております。

医業収益の一般会計負担金につきましては、小児科休日・夜間診療の指定管理委託料分となります。令和6年4月より飯塚医療圏における小児科の一次救急として開始しているもので、一般会計から8544万9093円を受け入れ、それを指定管理委託料として指定管理者に支払っております。

医業外収益の一般会計補助金531万7824円につきましては、病院事業債利息償還分の交付税措置分等を一般会計より受け入れ、指定管理者負担分と合わせた額を借入先に償還しております。医業外収益の一般会計負担金1987万841円は、病院事業会計運営に係る経費を一般会計より繰り入れるもので、主なものは人件費等の経費となっております。

資本的収入の一般会計補助金5154万7502円は、病院事業債元利償還金分の交付税措置分等となります。病院事業会計へ一般会計から受け入れ、指定管理者負担分と合わせた額を受入先に償還を行っております。

その他の29万4140円につきましては、病院事業会計職員が使用するパソコンの購入費用の補助金となります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、説明いただいたうち、病床数分の内訳というか、単価というか、「250床」という標榜なんですけども、それとの関係でくるのか、稼働病床数との関係があるのかも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

病床数分につきましては、239床分となっております。この数値につきましては稼働病床数、過去何年間かにはなりますけれども、そこを反映させた数字となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

計算式が分かりますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

72万円掛ける239床分となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

72万円掛ける239床ですか。先ほど239床と言われましたか。今、国は1ベッド削減したら400万円以上補助金を出すとかいう分からぬことを言い始めているんですね、削るなら400万円以上渡すけど、稼働していれば72万円という。

減らすなら400万円以上というのは、そっちには届いていますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

通知につきましては、うちのほうには届いておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

小竹町で56病床全部を廃止すると。そうすると、56床掛ける今言ったような額分ぐらいが逆にお金をもらえるみたいな。このことについては、地域医療振興協会の市立病院院長が委員長である検討委員会、町の——、そういうことなんですよ。

それで、次の救急病院分という金額の根拠というか、数字の内訳を教えてください。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

救急告示病院分が3290万円、救急告示病床数分が169万7千円掛ける3床で509万1千円、合計で3799万1千円となっております。

○議長（江口　徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

不採算地区中核病院分というのは、これはどういう計算になるんですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

29万2千円掛ける62床分で1810万4千円となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

62床というのはどこから出る数字ですか。

○議長 (江口 徹)

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 (江口 徹)

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

不採算地区の条件としましては、厚生労働省の計算式によって算出しております。これがなかなか複雑な計算式になっておりますので、口頭で説明するのが難しい状況でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうすると、経済建設委員会が機能しないのでここでやっていますので、その資料を要求したいと思いますので、議長において取り計らいをお願いします。

○議長 (江口 徹)

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求があつております資料は提出できますか。企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

提出できます。

○議長 (江口 徹)

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料について、資料要求することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それでは、下の欄にあります院内保育所運営経費分ということなんですが、院内保育所の概要は、どういうスケールになっていますか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

申し訳ありません。把握しておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと後で調べて、112万9千円の根拠が出てくるような——、定員、午前中か午後か、人件費分のうちの何割とかいうふうになっているのか、調べてください。

次にいきましょう。決算資料の13ページ、機械整備事業費約3億5千万円。支出の事情、内容を伺います。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

機械整備事業費の内訳としましては、既存システムの耐用年数経過に伴う更新のための費用である飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託が3億4650万円、病院事業会計職員が使用するパソコン2台の購入費が29万4140円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは電子カルテシステムの更新ということなんですかね。同じことですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今年度未処理欠損金8億8千万円余についてどういう評価をしているか、伺います。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

欠損金につきましては、現金の支出を伴わない経費の不足が損失となっています。病院事業会計では補填できずに損失金が累積しておりますが、現金の支出を伴わないため資金不足につながるものではありません。また、病院運営については指定管理者が行っており、市の病院事業会計の欠損金が病院運営や指定管理者の決算に影響することはありません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、8億8千万円余について、厚生労働省あたりから、不健全な状態であるからというように目をつけられると言つたら悪いけど、そういうような指摘を受けることはないということでいいですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

指摘のほうは受けておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは企業債について。先ほどから、一般会計負担金、交付金などの中で、企業債に関する指定管理者の負担に関することが触れられていたと思いますが、規定ではどういう規定になっているんでしょうか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

病院事業債につきましては、病院事業債償還指定管理者納付分としまして、基本協定第10条第2項により、施設等の整備、修繕及び機器備品の購入において、市が病院事業債等を起こした場合、当該年度で病院事業債等に係る元利償還金に対して交付税措置される額を除いた額は、指定管理者が負担するものとしておりますので、交付税措置分の25%を除いた75%を指定管理者が負担することになります。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの水色の説明資料のほうですけれども、33ページ、最終ページにこのように書いています。「※企業債の元利償還金は、当該年度に算入される交付税の額を除き、指定管理者の負担となっている。【病院事業債の場合】指定管理者負担75% 一般会計負担（交付税措置分）25%」と書いていますけど、これは先ほどの説明と同じことではないかと思いますけど、これは、地域医療振興協会との契約書の中に、先ほど言った第10条第2項にこのことが書き込まれているという意味ですか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりでございます。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

監査委員から、令和6年度分ということで、指摘が幾つかあります。診療状況について、監査委員の意見をどう受け止めていますか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

救急医療体制の充実が図られ、飯塚医療圏域の二次救急医療病院として、また、地域医療支援病院としてその役割を着実に果たしてきていると受け止めております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

厚生労働省にも読んでもらいたいところなんですね。

医療体制についてはどうでしょうか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

飯塚市はもとより、飯塚医療圏域にお住まいの皆様へよりよい医療を提供していくため、医療体制の充実が図られるように、指定管理者と共に考え努力していかなければならないと受け止め

ております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

電子カルテのことについてはどうでしょうか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

ご意見のありますとおり、診療情報のデジタル化が推進されることで、診療業務等の効率化や医療従事者の負担軽減につながるものと考えております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

監査委員は病院の現状をどういうふうに把握しているんでしょうか。監査委員の元にはどういう資料がいっているのか、分かりますか。皆さんが渡しているだけですか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和6年度決算につきましては病院事業会計での資料を基に審査をしていただいております。病院自体、市立病院の監査につきましても、指定管理者でありますので、今年度予定をされていいると伺っております。

○議長（江口徹）

先ほど要求がありました資料については、サイドブックスの第4回定例会の議案の補足資料のフォルダに準備していますので、ご確認ください。

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今年度というのは令和7年度のことですか。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和7年度になります。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私がお尋ねしたのは、令和6年度決算を審査するに当たり、企業局提出の、市長提出のでしょうけど、決算書を見るのは当たり前だと思うんですけど、ここで、今言った診療状況、医療体制というところについても言及されているじゃないですか。その点でいえば、決算書のほか、どういう資料を監査委員に渡したのかなと思ったわけです。

○議長（江口徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

附属資料として、診療状況等、救急の搬入状況等の資料の提出はしております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが監査委員意見の附属資料に持ち込まれているということでしょうか。

今言った現場の診療状況や医療体制の数字は見えるんだけど、困難性について的確な評価がされているかについては疑問があつたわけです。

それで、飯塚市立病院管理運営協議会に係る経費は、費目としてはどこに入っているんでしょうか、決算書で。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

決算書の92ページをご確認ください。飯塚市立病院管理運営協議会の経費につきましては、開催に伴う委員報酬5万9千円、食糧費4096円、費用弁償8千円、郵便料7694円、合計で7万8790円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

開催状況をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和6年度の開催状況につきましては、第1回協議会を令和6年8月7日、第2回協議会を令和7年2月12日と2回開催をしております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会長、副会長はどなたになつてましたか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

会長につきましては飯塚市企業管理者、副会長が企業局次長となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、これは会議公開になつてますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

傍聴は行つております。公開で開催しております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

開催の告示はどのように行つてますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

事前に傍聴案内を含め、開催日、場所、会議の議題等を市公式ホームページにて公表しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは何日ぐらい前になりますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

大体10日前ぐらいには掲載しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

10日前というのは、何か決まりがありますか。もっと早くできるのではないかという気がしてお尋ねしております。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

特に決まりはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

早くしようと思えば早くなるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

議題等の確定時期により公表できる時期は変わってくると思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは会議公開が原則なので、議題がどうであろうと招集が決まれば、速やかにというか、直ちに市民に知らせる必要があるんじやないかと思うわけですよ。あなた方というか、協議会がどうしても秘密会にしたいというときは、議決を探るわけでしょう。だから、招集があったら、会議の案内があったら、直ちに、同日ぐらいで市民に知らせてもよいのではないかと、私は思うんですけど。

それで、所掌事務が規則で4点上がっていますよね。それで、それごとにちょっとお尋ねしますけど、この間に、施設の整備に関することについて2回協議していると思うんだけど、その状況はどうだったか、伺います。どういう意見が出たかとか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和6年度の運営協議会におきまして、施設整備の最適化に伴う医療機器の更新として、CT装置について協議を行っております。高額な医療機器については費用負担が大きいことから、その負担平準化のために計画的に更新を行う方針としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

管理運営については、8月7日のほうで、令和5年度の病院に関する決算報告はあっていとと思うんだけど、それはどういう意見が出ていましたか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

地域医療支援病院としての外来患者数の確保の取組についてというところで、地域医療支援病院としての医療提供の役割、機能から、紹介外来の充実を基本に取り組むものとし、地元医療機関との連携を図り、紹介・逆紹介数の伸長を進めていくと報告をしております。これについては、特にご意見等は伺っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民等からの意見及び提案については、8月7日も2月12日も意見が資料として出されておったと思いますけど、どれぐらい出ていましたか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

患者の皆様からの声及び回答について、提出した資料に基づき市立病院からの報告を行っています。それに対しまして、外来診療における順番待ち表示の導入というところでご意見を頂いております。その回答としましては、現時点では電子カルテシステムの更新を進めており、投資の面から表示器材導入の予定はないが、将来的には検討すべき案件として考えているという報告をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この点については、以前、規則でこの点が所掌事務となっておったにもかかわらず、管理運営協議会の現場では、この項目がないときがあったんですよ。それは議会で指摘しました。直ちに改善されて、意見があろうとなかろうと項目は上がるという、当たり前のようになって、その後はこのようになっていると思うんだけど。

この市民の意見というのを、病院はどのように把握しているんでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

地域医療連携室のほうで取りまとめを行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

取りまとめる前に、患者あるいは介護者から、あるいは一般の市民から意見があるわけでしょう、要望とか。それは口頭で言う、紙で出す、それを取りまとめるわけでしょう。取りまとめるものはどこで取るんですか。地域医療連携室に行って、言ったことが、そこに出したことが、ここでまとめられるんですか。それとも目安箱みたいな、ご意見箱みたいなものがあって、そのことでしょうか。あるいは手紙とか、電話とか、メールとかあるじゃないですか。そのところが分かりますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

すみません、そこは把握しておりませんが、もちろん手紙や電話でのご意見もこの中には入っているものと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あのドクターが、この看護師が、笑顔で助けてくれたとか、そういうのも書いてあったりしてあれなんだけど、苦情のほうを少し割り引いていないかという心配もないことはないんですよ。

それで、市立病院は問題が生じて、その後、改善する過程で医療安全管理主任の看護師を配置しているはずなんだけど、そういうことは聞いていませんか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

申し訳ありません。把握しておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、どうしてこういうことを聞いたのかというと、医療行為について事故的なことがなかったかと思われる方もいるじゃないですか。そういう場合に、公然と病院と争うことができればいいけど、そうではない、あるいはそこまでは感じていないけどもという場合は、病院に必ずしも意見箱に入れるとか、手紙を出すとかではなくて、市立病院ですから、市長宛てに物を言いたい、助けてもらいたいというようなこともあるうかと思うんですよ。

その点でいうと、市民等からの意見については、管理運営協議会の場においては、病院側がまとめたものをみんなで審査するだけではなく、直接市長宛てに届いたものを、市側からも出すというように充実していく必要があるのではないかと。そのためには、市側にこの点についての声を受け止める受皿をつくる必要があるんじゃないかと。一応、意見箱とか庁舎内にもあると思いますけど、市立病院についてもきちんとしておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、病院の経営についてなんですが、私は先月18日、今年度の第1回会議を傍聴したんですけど、傍聴者にも資料を渡すし、後にホームページでも見られるんですけど、令和6年度の病院の経営状況、損益計算書が出されているんです。それで、ちょっとその前をまだ私が拾えていないんですけど、少なくとも令和2年度以降は、初めて税引前当期利益という欄で、8894万3千円の赤字になっているんです。「△」になっています。これについて、どういうふうに評価しておるのか。令和6年度決算ですから、病院の。皆さんの評価をお尋ねしたいと思います。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和6年度の損益計算書の特徴としましては、5年ぶりの赤字となったことが上げられております。新入院患者数の増加、救急搬送受入数の増加により、事業収益は増加しておりますが、人件費の伸びや物価高騰と耐用年数を超過した高額医療機器の更新等により、収益増を上回る事業費用が計上され、さらに、コロナ関連補助金の廃止による大幅な減収も影響し、赤字計上となっていると考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

コロナ関連経費は国からの応援のお金ですよね。幾らだったものが幾らになってしまったのか、推移が分かるように答弁してもらえますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

今、手元に資料がございませんので、答弁することができません。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

午前中、保留させていただいておりました質問について、答弁させていただきます。

まず、院内保育所運営経費につきましては、公立病院における院内保育所の運営に要する経費に対する交付税措置分となります。

算定方法ですが、令和5年度9月時点の実入所者数による施設分類から基準額を算出し、保育料を差し引いた額に0.6を乗じた額となります。市立病院の場合は、基準日の入所者人数は2名となりますので、施設分類児童1名から3名で保育時間8時間以上及び保育士等職員2名以上となりますので、217万円から保育料28万8千円を差し引いた額に0.6を乗じた112万9千円が交付税措置分となります。

続きまして、コロナ補助金につきましてですが、令和2年度のコロナ補助金につきましては3億9589万9340円、令和3年度につきましては6億2354万4145円、令和4年度につきましては5億3735万1030円、令和5年度につきましては1億1618万6350円、令和6年度につきましては0円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4億円、6億円、5億円、1億円、荒っぽく言えば。そういう形で、令和6年度は0円ということなんんですけど、0円の理由は分かりますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

コロナウイルスが5類に移行されたことにより、国からの補助金がなくなったものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、今後この件についての臨時的な収入というのは、この新型コロナという点でいえば、もう見込めないということになるわけですね。

それで、こうした中で病院の運営としては、先ほど言った8894万3千円の赤字ということで、私が心配したのは、この状態について管理運営協議会においては「やや悪化か」という報告が強化プランの総評の中でも出されているんですけど、これを「やや悪化」と見て静観するとい

うような状況でよいのかというはあるわけですよ。この点について、本市としてどういった点に気をつける必要があると思われているか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

今後は、物価高騰、人件費高騰を踏まえたコスト管理と、引き続き、収益性の向上に今まで以上に努めていく必要があると考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件について、指定管理者の地域医療振興協会のほうから、何らかの要望・要請があつていますか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

現在のところ要望は受けておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この赤字の分は、結局は地域医療振興協会の内部で解消していくという努力の方向が、この間は管理運営協議会の中では見えたわけですけれども、そういったことで本当によいのか。厚生労働省がこの点について、どういう評価をしているかについて、本市としてはしっかり把握しておく必要があるのではないかと思うわけです。

それから、指定管理者、地域医療振興協会が発行しております「月刊地域医学」という雑誌があります。この点については、一度質問したことがありますけども、一昨年の秋の号で、小竹町立病院を地域医療振興協会が指定管理を受けることになっているという記事がありました。その点について、ホームページで誤りであったという記事を載せて訂正しているんですよ。共産党としては質問してよかったですけど、市としてはこの件について、地域医療振興協会に情報提供をしたか。また、この間の事情について、訂正のホームページも含めて確認したか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

川上議員、決算の範囲外と考えますので、決算の範囲内での質問をお願いいたします。11番川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理の期間は何年ですか。

○議長（江口　徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

指定管理期間につきましては、平成20年4月1日から令和20年3月31日までの30年間となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

西暦でいうとどうなりますか。

○議長（江口　徹）

川上議員、西暦変換はご自分でやっていただくとありがたいんですが。ぜひ、決算に対する質疑をどうぞ。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは課長が助かるかなと思って言ったんですよ。分からなかった、意味が。

令和何年と言われましたか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

令和20年3月31日になります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうすると、指定管理期間はあと何年残ることになりますか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

今年度を含めまして、今、半年たっておりますので、12年と約半年となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それで、この件については、平成20年に地域医療振興協会との間で契約が交わされているんですけど、今までそれに沿ってずっとやってきたと思うんですよね、当然。その点についていえば、市と指定管理者の間の緊張関係がきちんとあるかと。地域医療振興協会はこの十何年の間に大きくさま変わりしている面はあるわけですね、規模にしても。そういう点でいえば、飯塚市も変わっているかもしれないけど、指定管理者も変わっていっているという点でいえば、その緊張関係というのは、契約書できちんとされていると思うけど、市民の監視の下に置いておく必要があると思います。そのことがきちんとされなければ、次のようなことになるかなと思って心配しているわけです。

2019年に厚生労働省が424公立病院・公的病院の統廃合計画を発表して、飯塚市議会は、直ちに飯塚市立病院については名簿から削除するようにという意見書を国に出しました。現段階において削除されているのかどうか、企業局の認識をお尋ねします。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

その件につきまして福岡県のほうに確認にしましたところ、名簿から削除されているという確認はできておりません。

○議長 (江口 徹)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの「認定第11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

今回の決算には、水道料金の增收の要因として2022年から実施の水道料金35%の大幅値上げに加えて、水道料金の口座振替割引の廃止が続いているわけであります。経営戦略の令和

6年度計画値を3190万3千円上回る水準となっていますが、上下水道事業等あり方検討業務委託料、当初予算では1006万3千円。これは委託期間、2024年度から3か年度ですが、初年度報告は既に出ており、水道施設等最適化検討業務委託料、当初予算では3895万4千円ですけれども、これは委託期間は2024年度までの2か年であり、これも既に最終報告が出ています。

ところが、企業局はその報告書類の内部検証が終わらないからとして、今日に至るまで市民に明らかにせず、議会に報告しない上に、この決算審査における私の資料要求においても提出を拒むありさまであります。

上下水道事業等あり方検討業務、水道施設等最適化検討業務の報告資料を4月から6か月間も隠し続けて、水道料金の見直しにつながる上下水道事業経営審議会を来月上旬には行おうとしているわけであります。このやり方は、35%もの水道料金の引上げに向けた秘密のやり方、秘密主義的なやり方、情報開示請求を拒否したことへの情報公開審査会の指摘を受け止めたとは思われない姿勢であります。物価高騰で市民生活が大変なときに、市民に何の相談もなく、次々に負担を押しつけるやり方は、公営企業の運営にはなじみません。

水質の安全性については、薬品の調達において透明性の確保が求められます。この際、PFO-S、PFOAに関する代表栓9か所による水質調査は、1年に1回ではなく、当面、複数回以上とするよう求めておきます。

建設改良のための内部留保は目標15億7千万円に対して、16億8千万円に達したとの説明がありました。これは計画中の事業に支出予定があるとの説明ですが、内部留保が目的に向かって蓄積しても、物価高騰により改修が計画どおり進まないなどを理由に、住民そっちのけで水道料金の値上げをさらに進めることは許されません。正しい情報を提供し、市民の意見を丁寧に聞くべきであります。

地方公営企業の独立採算制については、その例外として、災害復旧、その他の特別な理由によっては、一般会計などから補助することができることは、市議会に対しても丁寧に説明しておく必要があります。

長期にわたる浄水施設等の一括民間委託によって、水道事業は管理運営の技術的蓄積が失われつつあります。一方、水道事業のこの一括民間委託は現在10か年計画となっており、委託業者との不適切な関係も心配されます。重要なライフラインの一つである水道事業には公的経営が不可欠であり、一括民間委託はなじみません。まして水道民営化の検討は絶対に認められないであります。

監査委員は、「老朽施設等の更新や耐震化などの機能強化を図るために、現場における技術力と専門知識を有する技術職員の果たす役割が極めて高くなると考えられます。今後は、技術職員の人才確保及び人材の育成に配慮するとともに、安全・安心な水を安定的に提供し、持続可能で健全な水道事業の経営に努められるよう要望します。」と指摘しています。本市の水道事業の課題に関して、水道法の目的に沿って、国及び地方公共団体の責務を果たすために、公正で民主的な開かれた運営に立ち戻るべきであります。

次に、「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に反対の立場から討論します。

この間に市立病院は急患の受入れのほか、新型コロナ対策、救急科の発足、地域医療支援病院の承認、小児科休日・夜間診療、救急車搬送など、地域医療になくてはならない医療機関として努力が続いている。

市立病院の令和6年度の病院運営、病院経営の努力の足跡は、8月19日開催の市立病院管理運営協議会の報告にあった飯塚市立病院経営強化プラン実施状況点検・評価報告（令和6年度）の総評に詳しい記載があります。要点としては、「地域医療支援病院として地域の医療圏の中核的な機能を一層発揮」、「コロナウイルス感染症の5類移行後の安定した病院経営の両立」。

運営面では、「医療スタッフの確保、育成や地域医療機関との連携強化」、「延べ入院患者数は7万580人、病床利用率は77.3%と堅調に推移」、「4月から指定管理委託業務として小児科休日夜間診療を開始」、「救急車搬送件数及び患者紹介件数は前年度を上回る実績」。

経営面では、「事業収益の増加が前年度に引き続き図られた一方で」、「給与費の伸び、更新に伴う設備費の増加」、「水道光熱費等の経費上昇」、「当該年度計画より、やや悪化」、「公立病院の財務状況は、全国的にも厳しい状況下にあると言われている」、「次年度は更なる患者受入増に向けた診療体制の構築、及び人員配置の適正化や一層の経費削減などの課題の解消に取り組み、財務状況の改善」など、こうした記載があります。

市立病院管理運営協議会は、行政、市立病院、飯塚医師会、歯科医師会、薬剤師会、飯塚地区消防組合の関係者によって構成され、このところ年2回開催となっています。市立病院を地域医療の財産、市民の財産として充実させるために、この市立病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が必要です。市民参加の透明な運営こそが市立病院の充実に必要です。

そもそも、飯塚市立病院は、2003年、平成15年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現したものであります。地域医療振興協会を30年契約で指定管理者としていますが、医療体制の充実に対する国の責任は重大です。今日、感染症対策をはじめ、地域医療を守り充実させる上で市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対して、厚生労働省の公立・公的病院の再編統合計画による廃止、または病床削減は認められない、医療体制の充実への支援こそが必要だと、強く要求していかなければなりません。

国には、市立病院について特別な責任があるにもかかわらず、2019年9月には、統廃合対象病院一覧に名前を書き込みました。飯塚市議会は、市立病院を対象リストから外すよう求める意見書を国会と政府に送付しました。今日まで対象リストから外されたのは7病院。東京都済生会中央病院、JA静岡厚生連遠州病院、岩国市医療センター医師会病院、徳島県鳴門病院、宗像医師会病院、熊本市民病院、杵築市立山香病院であります。飯塚市立病院が感染症対策、救急医療・地域医療連携において大きな役割が高まっていますが、リストから削除されたという状況ではありません。公立病院については現在、経営危機が大きく叫ばれていますが、新たに20病院が統廃合対象としてリストに追加されたとのことであります。今こそ、飯塚市立病院の健全な充実・発展のために支援が必要なときだと考えております。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「認定第11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」について、認定することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第12号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」について、認定することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第13号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」について、認定することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、認定する

ことに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「議案第88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「議案第88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

「議案第88号」と表示しております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に7390万5千円を追加し、859億6034万6千円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。また、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として5235万3千円を追加するものでございます。

次に、歳出についてでございます。民生費、社会福祉総務費の医療DX推進事業費では、令和8年4月からのオンライン資格確認の拡充に対応するため、マイナンバーカードを活用した資格情報の確認システム改修費として369万6千円を追加し、民生費、保育所費の公立保育所施設管理費では、企業版ふるさと応援寄附金を活用して、老朽化した穎田こども園の遊具を更新する経費として1400万円を追加するものでございます。

衛生費、予防費の予防接種健康被害対策事業費では、予防接種健康被害救済制度に基づき、健康被害が生じた場合に給付される給付金として4441万2千円を追加するものでございます。

続いて5ページをお願いいたします。農林水産業費、農業振興費の有害鳥獣駆除対策事業費では、有害鳥獣による被害を防止するため、侵入防止柵の購入費を農業者に補助する経費として609万3千円を追加し、商工費、観光費の観光集客推進事業費では、令和8年2月から実施予定の旧伊藤伝右衛門邸における「いいづか雛のまつり」期間中に夜間開館を行い、施設内や庭園に竹灯籠等の照明による装飾を施すことで、市内外からの誘客及び宿泊者の増加を図るための経費として490万9千円を追加するものでございます。

教育費、文化財保護費の嘉穂劇場保存整備事業費では、特別見学会及び企画展に要する経費として79万5千円を追加するものでございます。

また、債務負担行為として計上しております児童クラブ及び児童センター運営委託料につきましては、令和8年度からの事業者選定に向けて、十分な準備期間を確保する必要があることから、期間及び限度額を設定するものでございます。

6ページ以降には、今回の補正予算に関連する歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付いたしております。

このうち9ページの基金状況表を御覧ください。令和6年度末の残高につきましては、決算状況を反映したものであり、令和7年度中増減見込の欄は、当該年度の予算に基づき記載をいたしております。このうち財政調整基金及び公共施設等整備基金への新規積立てにつきましては、令和6年度決算における剰余金のうち、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、2分の1以上を令和7年度に基金へ編入することといたしております。

以上、「議案第88号」に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（江口徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

歳入の7ページ、使用料及び手数料ですけれども、旧伊藤伝右衛門邸入館料の特別入館料について説明を求めます。

○議長（江口徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

歳入7ページ、旧伊藤伝右衛門邸入館料及び宿泊税交付金は、歳出9ページの観光集客推進事業費についての財源となっておりますので、まず歳出9ページの観光集客推進事業費について説明させていただきます。

観光集客推進事業費につきましては、本市の観光施設である旧伊藤伝右衛門邸の庭園において、夜間ライトアップやイルミネーション等の照明装飾を行うことで、夜間における来館者数の増加を図ることを目的に実施する事業としております。

夜間開館日は、「いいづか雛のまつり」の期間に合わせ、令和8年2月7日から3月25日までの土、日、祝日の17日間。開館時間につきましては、17時30分から21時。入館料は、大人通常料金の310円に加え、特別料金として690円を上乗せして1千円、小・中学生料金につきましても、通常料金の100円に400円を上乗せして500円とする予定としております。

この事業に関する財源としまして、特別料金分として歳入7ページの旧伊藤伝右衛門邸入館料81万5千円及びこの事業に係る総事業費の490万9千円から特別入館料を差し引きました409万4千円を宿泊税交付金に計上しております。なお、宿泊税交付金と補正額との差額79万5千円につきましては、嘉穂劇場保存整備事業における交付金額となっております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先に気になるので聞きますけど、「大人」と書いているでしょう。「小人」と書いているでしょう。690円と400円のところ。こういう表記で大丈夫ですか。

○議長（江口徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

申し訳ございません。この表記につきましては、条例上、大人は「大人」で表記しておりますが、この「小人」と書かれているところにつきましては、小・中学生を意味しております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

小・中学生なら「小・中学生」と書いてもいいんじゃないかというふうに思いました。

それから、国庫支出金の地域診療情報連携推進費補助金はどういったことなんでしょうか。

○議長（江口徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

7ページにございます歳入の地域診療情報連携推進事業費補助金につきましては、予算書の8ページにございます歳出、その他の社会福祉総務費、総合福祉システム改修委託料と関係がございますので、一緒にご説明をさせていただきます。

補正予算資料につきましては4ページになります。歳出の総合福祉システム改修委託料、医療DX推進事業費につきましては、現在、紙ベースで行っています地方単独医療費助成、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の資格情報の確認を、マイナンバーカードの活用に

より、オンラインで資格確認ができる環境整備を行うものでございます。

具体的には、本市の総合福祉システムとPMH医療費助成システムという国のデジタル庁が開発をしました自治体向けの医療費助成分野、予防接種・母子保健分野を対象としました情報連携基盤等をつなぐためのシステム改修費用となっております。

地方単独医療費助成のデジタル化を進めることによりまして、マイナ保険証1枚で医療費助成資格を確認することができるようになります。受給者証忘れや紛失による再度の来院を減らす市民への利便性向上と、正しい資格情報取得による資格過誤請求の削減など、医療関係機関及び本市の事務の効率化といった効果が見込まれる予定でございます。

歳入でございますが、地域診療情報連携推進費補助金は、医療費助成のオンライン資格確認が実現できるよう、自治体業務システムの改修を支援するための国庫補助金でございまして、補助上限額500万円、補助率2分の1の補助金でございまして、本事業費369万6千円の2分の1の184万8千円を計上させていただいているものでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、歳入のほうは終わりまして、歳出は公立保育所施設管理費、穎田こども園について、状況、事情を伺います。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

穎田こども園の遊具設置につきましてご説明いたします。各園の遊具に関しましては、日常より保育士による点検を実施しております、また、3年に1度、業者による公立5園の一斉遊具点検を行っております。今年度はその点検の年度で、6月より順次点検を行ってまいりました。

その中で、穎田こども園における滑り台と鉄棒については老朽化が激しく、使用時においてけがの危険性が見込まれるとの報告がありましたので、状況を確認し、園と今後の使用について協議した結果、滑り台につきましては使用禁止とし、鉄棒については保育士の見守りができる場合のみ使用を許可し、通常は網をかぶせて使用ができないようにしております、こどもたちにも視覚・視認にて注意を促しております。

このまま遊具の使用を禁止することは、こどもたちの運動機能の低下を招いてしまいますので、早急に更新の必要性があると判断をいたしまして、補正予算を計上したものでございます。

そのほかの園につきましては、緊急性があるとの報告は今のところ受けておりませんが、今後も点検を実施し、安全確保に努めてまいります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2つ問題意識があるんですけど、1つは、日常的に点検しているわけでしょう。その上で3年に一遍は業者が点検をすると。今回は6月から順次点検していく中で、今の滑り台と鉄棒のことについて業者が発見したということです。日常的な点検は誰がしているんでしょうか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

日常点検は保育士が行っております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

業者が見ればけがをするかもしれないというふうに思うような状況が目の前にあって、3年に一遍見て思うわけでしょう。保育士に責任を求めているわけではないけど、市としては日常的に見ているわけでしょう。3年に一遍の業者が見つけるまで、日常的にチェックしているはずなのに、何となくどうかなと思うわけです。

言いたいことは、保育園、こども園から市に対して、業者が発見する前に、園の現場からこういう状況がありますというのは、改善を求めるという連絡があつていたのではないかと思ったわけです。その辺はどうでしょうか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

日常点検におきまして保育士のほうが危険だと判断した場合には、使用を止めるなど対応してきております。

今回の日常点検につきましては、前回、令和4年6月に点検をしておりまして、今回の点検につきましては、老朽化が進んでおりまして、更新が必要だというふうな判断をもつてそういった報告を受けております。

保育士による日常点検のほうを実施しておりますけれども、園児の見守りのために——、老朽化のほうは進んではおりましたけれども、経過観察をしながら様子を見てきた状況でございます。それで今回の点検結果を受けて、更新を進めたいという判断をしております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

危険な状況が目の前にあるのに、速やかな対応を市としてできなかったということなんですね。

それで、なぜかと、お金がなかったのかと。お金と子どもの安全と、どっちなのかと思つたりするんだけど、今回の補正予算の財源は何ですか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

財源は企業版ふるさと応援基金でございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これを財源に充てるということと、公立保育所の施設を改善するということとは、どういう経過なんでしょうか。先に改善の課題があり、財源にたまたま企業版ふるさと応援基金を充てることができたということなんですか。それとも逆なのか。企業版のお金があるので、どこか困ったところを探して手当てしようということだったのか。そのところを聞かせてください。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

遊具の点検については更新計画を立てております。その中で、本年、当初予算でも点検の予算を組みまして6月の点検の結果を受けて、今後、遊具を使わないということは子どもたちにとって影響がありますので、早急に更新に取りかかみたいと。そこで、財源として企業版ふるさと応援基金のほうが活用できるということが分かりましたので、財源として活用させていただいております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

自分で調べてみます。

それで、この場合、この遊具、鉄棒とか滑り台について、企業の何かネームが入ったようなプレートを貼り付けたりするんですか。

○議長 (江口 徹)

保育課長。

○保育課長 (宮本敏行)

そういう予定はございません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

次は、衛生費、予防接種健康被害対策事業費について、事情をお尋ねします。

○議長 (江口 徹)

健幸保健課長。

○健幸保健課長 (林 寛侍)

予防接種健康被害救済制度の概要について説明いたします。予防接種は感染症を予防するため重要なものです。ただし、病気になったり障がいが残ったりする健康被害が起こることがございます。予防接種の副反応による健康被害は極めてまれではございますが、不可避的に生じるもので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を予防接種法に基づき救済するものであります。予防接種法第15条、健康被害の救済措置において、市町村長は、厚生労働大臣が認定したときは、給付を行う旨が規定されています。

給付の流れとしましては、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、ご本人またはご家族の方が市町村に申請し、市町村の予防接種健康被害調査委員会の審議を経て、市町村長は都道府県を通じて厚生労働大臣に進達し、厚生労働省における疾病・障害認定審査会の審査を経て、厚生労働大臣の認定となり、市町村にて給付いたします。なお、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る健康被害の市町村給付については、国庫負担金が全額措置されます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

予算資料では、国庫負担金が全額と言われたんですけど、予算資料の4ページでは、一般財源のくくりに入っていますけど、国庫負担金はこの一般財源というくくりに入るんですか。

○議長 (江口 徹)

健幸保健課長。

○健幸保健課長 (林 寛侍)

年度途中ということでの認定もあり、国庫負担金の申請につきましては、今年度では難しい状況でございまして、実績に基づきまして国のほうに申請いたします。流れとしましては、次年度に交付を受ける予定でございます。その間は一般財源にて対応させていただきたいというところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

分かりました。

この際ですので、健康被害の状況及び救済申請の状況について、併せてお尋ねします。

○議長 (江口 徹)

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

市民から健康被害の相談を受けまして、当該制度の説明とご案内をしております。新型コロナウイルスワクチン予防接種が始まり、相談が寄せられるようになった令和3年度以降、今年度8月末現在で38件のご相談がございます。

申請につきましては、8月末現在で17件あり、17件全てを厚生労働大臣に進達しております。うち13件が決定されております。13件のうち、一部認定を含む認定が11件、否認が2件、厚生労働省における、審議中または審議待ちが4件となっております。加えまして、現在、申請について具体的な相談を受けているものが3件ございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

農林水産業費について、有害鳥獣駆除対策事業費の内容を伺います。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

今回の補正予算は、有害鳥獣被害防止対策事業費補助金を構成する補助金の一つであります鳥獣被害防止柵集落共同設置事業費補助金を609万3千円増額補正するものでございます。

本補助金の事業内容といたしましては、国の事業を活用して侵入防止柵を設置することを要望していた農家戸数3戸以上で構成される地区のうち、国の予算の都合により、国からの交付金額が要望額を下回ったため、国の事業の採択から外れ、柵の設置が困難となった地区的農業者を支援するため、当該農業者が国の事業にて要望していた同一内容の柵の設置に要する費用を市が全額補助するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この際ですので、その対象の有害鳥獣はイノシシ、鹿によって単価が違うのではないかと思いますけど、その内訳は分かりますか。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

今のご質問の内容は、本補助金は柵の設置費用という形になりますけども、イノシシの場合と鹿の場合の単価の違いということかと思いますけれども、柵の種類としましては、電気柵とワイヤーメッシュの2種類がございます。幅1メートル当たりの単価というところでございますと、イノシシ用の場合とすると、柵の高さが1.2メートル、鹿の場合は2メートルという形になりますけれども、イノシシの場合は1メートル当たり149円、鹿用の高さ2メートルの場合は1603円でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

税の投入としては少ない額で、関係の農家の皆さんから喜ばれて、補正予算としてはいい予算ではないかなと思いました。

それから、商工費、観光集客推進事業費、委託料ほかということなんんですけど、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

先ほど歳入のほうで説明させていただいたことと重複いたしますが、この事業につきましては、本市の観光施設である旧伊藤伝右衛門邸の庭園において、夜間ライトアップやイルミネーション等の照明装飾を行うことで、夜間における来館者数の増加を図ることを目的に実施する事業でございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託料459万4千円、委託先はもう決まっているんですか。

○議長（江口　徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

今回の予算議案議決後に、プロポーザル方式にて受託候補者を選定したいと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、嘉穂劇場保存整備事業費について、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○議長（江口　徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

現在、嘉穂劇場は来年、令和8年ですけれども、秋頃の見学再開に向け整備作業を進めておりますが、市への譲渡から4年が経過し、その間ずっと休館が続いております。そのため、劇場への関心が薄らいでいることを危惧いたしております。建物の一部解体工事が始まる前に、現在の姿を多くの方に見てもらうために、10月26日、街道まつりの日に合わせて、劇場の特別見学会の開催を計画しております。

また、それとは別に、1月以降になりますけれども、会場はまだ調整中ですが、今年が昭和100年の年となることから、嘉穂劇場を中心とした昭和の飯塚の写真等による企画展の開催を計画しております。今回の補正予算につきましては、この特別見学会と企画展の費用を計上いたしております。なお、この予算の財源につきましては宿泊税を充当いたしております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

企画が必要だという情勢があつて企画し、財源を探すと宿泊税がありましたということなのか、宿泊税が交付されるので、手を挙げてくださいということで、財源がそこに求められるのであれば、この企画をやってみようかというふうになったのか、どういう感じですか。

○議長（江口　徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

私どもいたしましては、まず、特別見学会、それと企画展、この開催をしたいというふうに考えておりました。それで、企画をいろいろ考えているところですけれども、その中で、この宿泊税の活用ができるということが分かりましたので、今回こういう形で計上をさせていただいております。

○議長（江口　徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうであれば、当初予算で組んでいてもよかつたのではないかと思うわけだけど、なぜ補正になつたんですか。

○議長 (江口 徹)

文化課長。

○文化課長 (瀬尾善忠)

当初予算の段階におきましては、特別見学会等々の内容については、まだそこまで定まっておりませんでしたので、今回このような計上をさせていただいております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それはおかしいんじゃないですか。だから、宿泊税の交付が先にありきではないのかと思うんです。今の答弁だったら、当初のときに考えておく必要があるじゃないですか、当然、年間でこういうふうに、この事業をやりましょうという中に。

だから、これは宿泊税があるからイベントを組むということに——、だって県支出金が79万5千円で、一般財源は0円でしょう。だから、これは県支出金があるからこの企画をしましようということではないかと。日の丸を作ったのと同じじゃないかと思うわけ。だから、宿泊税をそういうふうに使っていいのかという心配をしているわけです。どうなんでしょうか。

日の丸を作るよりは財源的には正当性はあると思います。

○議長 (江口 徹)

文化課長。

○文化課長 (瀬尾善忠)

確かに、財源の裏づけというのは事業をする上で必要な要素というか、あつたほうがいい要素だと思っておりますけども、実際、特別見学会というのは、先ほど申しました理由で、こういうことをやりたいということは、私どものほうとして考えておりました。その上で、財源がこういう形で使えるということで、今回、予算計上に至つたものでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

では、質問を変えましょうか。企画の必要性を起案したのはいつなのか、それから宿泊税の交付がこの時期に見込めるというのを認識した時期はいつなのか、どっちが先ですか。それだったら答えやすいでしょう。

○議長 (江口 徹)

すぐに分からぬとのことで、ちょうど1時間たちますので、休憩させていただきます。暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長 (江口 徹)

本会議を再開いたします。文化課長。

○文化課長 (瀬尾善忠)

今回の事業に当たつての起案等々の日付ということのご質問だったかと思いますけども、まだ

予算がありませんので、その分の起案というものは行っておりません。ただ、今回の予算要求に当たっては、7月中旬に9月補正予算の要求に当たって決裁を取って予算を確保するという形になります。

それともう一つ、それに至った経緯ですけども、先ほども申しましたけども、事業をするに当たって、私どもとしては、ずっとこういうことはやりたいという気持ちは持っていました。それに対して、いろいろな企画を練ることも行っていたわけですけども、予算要求に当たっては、どうしても財源というものが必要になります。今回、この7月の予算要求の段階において、そういう条件が整ったということから、今回の補正予算の要求になっております。

○議長（江口　徹）

文化課の分はよろしいですかね。

先ほどの穎田こども園の件について、執行部より答弁を訂正したい旨の申出があつてありますので、これをお受けいたします。こども未来部長。

○こども未来部長（林　利恵）

先ほどの保育課長の答弁の件で補足説明させていただきます。穎田こども園の遊具につきましては、既に耐用年数が来ている状況でございましたが、日常点検では保育士がしっかりと安全性を確保しておりました。そのような中で、事業者による点検もあり、また、企業版ふるさと納税が、こどものために使ってほしいという目的がございましたので、この企業版ふるさと納税を使って早急に更新をしようということで、今回、補正予算のほうに計上させていただいております。

また、プレートにつきましては予定がないと申し上げましたけれど、現在のところは検討をまだしていないので、未定というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

債務負担行為、追加、児童クラブ及び児童センター運営委託料、令和7年度から令和10年度ということなんんですけど、これはスケジュール的にはどういう感じになりますか。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

今回の市議会で議決をいただいた場合、10月にプロポーザル実施要領の公示、11月に参加表明の受付、12月にプロポーザル審査を実施し、その後、契約締結を経て1月から、保護者への周知や来年度からの委託業務開始の準備等に入りまして、令和8年4月1日から委託業務を開始することを想定しております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現状、青少年健全育成会連絡協議会に委託でしょう。委託料の考え方には何か変更がありますか。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

基本的には変更ありませんで、人件費、消耗品費等の需用費、役務費、保険料等で積算をしております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最低賃金が1057円になったんですかね。賃上げの対応はどう考えていますか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

令和8年度からの契約におきましては、基本的に受託業者が提示した金額内で運営していただきたいと考えておりますが、最低賃金の大幅な上昇等が生じた場合につきまして、必要に応じて受託業者との協議は可能だと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

専門性のある福祉系の労働者がほかの産業の労働者との関係で、かつて平均で10万円、現在でも7万円の格差があるというような状況が指摘もされているわけです。そういう点でいえば、当初からの対応が要るのではないかと。

NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会はどういうことになるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

現在、委託先であるNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会につきましては、今回の公募に関して手を挙げられるか挙げられないかについては、まだこちらでは把握しておりませんけれども、NPOのほうで判断して行動されると思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業の主力は、支援員である127人の皆さんのが主力なんです。この青少年健全育成会連絡協議会が手を挙げるか分からない。また、手を挙げたとしても、当選するか分からないという状況の中で、今、こどもたちに最も接していると。毎日接していく、また、こどもたちもその支援員の顔も人柄も分かっている状況の中で、運営主体が変更になった場合、現場はどうなっていくんでしょう。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

プロポーザルを経て運営主体が変更になった場合でも、支援員の希望される方については、継続した雇用及び待遇につきましては変更のないように、そういうことを仕様書のほうにしっかりと掲載をして、こどもたちへの対応が継続したものになるように考えていきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会については、私も指摘するところがあったわけですけども、ここは利益を追求することを第一にはしていないところでしょう。あなた方が公募をかける場合は、株式会社を含めて応募してくるわけですから、利益追求が第一になってくるわけです。そうしたところに、まずは、こどもの安全の問題があります。そして、127人の支援員の皆さんのがいの問題とか、雇用条件が全然変わってくるわけでしょう。中には移行できない方もいるかもしれない。この辺のところをどういうふうに調整していくつもりかと思うわけです。

12月に審査が終わって、それから1月に決めてから周知する。現場のこどもたちも保護者も

支援員も大混乱になるのではないか。当選したところが、来るなら来いみたいな感じの募集をしたとすれば、もう2か月後、3か月後のスタートに間に合うんですか、安定的に。大規模な子どもの命に責任を負っている事業ですから、失敗しましたでは済まされない。

埼玉県で起きた事案については把握した上で、こういう一般公募をしようとしているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（江口徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

今、議員がおっしゃられたように、埼玉県ふじみ野市で2006年に起きた事案のことだと思われますけれども、そういうことを把握した上で、今回の公募という形で臨んでおります。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういうふうに把握しましたか。私は、プールを経営している民間事業者が、児童クラブもやりたいと手を挙げて当選したわけでしょう。それで、こどもたちを自分が関係しているプールに連れて行ったわけでしょう。報道によれば、「さあ」と言って1分足らずの間に、もうこどもがプールに浮いていたという報道じゃないですか。何があったのか、まだ、その教訓は明らかになっていないでしょう。あなた方はどうやってこの事件について情報収集しているのか、お尋ねします。

○議長（江口徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

先ほど埼玉県ふじみ野市ということで挙げましたけど、恐らく今議員がおっしゃられたのは今年7月に起きた東京都小金井市の案件かと思われます。そちらにつきましては、今おっしゃられたとおり、まだ、市のほうも、都のほうも検討されているところだと思いますけれども、それより先に、ふじみ野市で委託先のプールのほうでこどもが亡くなるという事件がありましたけれども、そこではもう報告書が出されておりまして、その報告書も読ませていただきましたが、その報告書から読み取れるのは、要因の一つとして、委託した市のほうが、業務を丸投げしたことが要因であるということが挙げられております。その委託業者に対して市は業務を丸投げすることなく、特に安全管理につきましては、市が当初の契約どおりに業務が適切に行われているかどうか、委託業者に対し、運営内容についての計画や報告を隨時求めるとともに、現地調査や改善などを行い、安全確保に努めることが肝要だというところを外さないようにして委託を進めるべきだと考えております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その件は失礼しました。

埼玉の件は、委託しましたと。行政が知らない、自治体が知らない間に、受けた業者が丸投げしていましたと。市が委託業者に丸投げじゃなくて、そういう状況だったかもしれませんけど、委託業者がさらに丸投げでていたと。排水溝に引き込まれてということじゃないですか。

その教訓は、丸投げが問題なんですか。その背景には、委託業者が利潤・利益第一だから、契約相手の自治体にも知らせないで再委託をしていたと。その利潤第一が、利潤追求が子どもの安全よりも優先される状態が、安全管理教育とか、それから、安全保安のための人員の確保とかいうことをおろそかにしてしまって、自治体は委託した側で、こどもが亡くなつてから気がついて、そういうレポートを書くけど、問題は子どもの安全より利益を優先する、あるいは優先せざるを

得ないような仕組みをつくった側の問題ではないかと思うわけです。

その点で、先ほど言った小金井市については、そういうことがお隣で起こっておきながら、そうしたことをまた引き起こしていったわけです。これは根底に、子どもの安全より利潤の追求を優先している悪質性とともに、そうせざるを得ないような状況に追い込んでいるという仕組みそのものもあるんじゃないかと私は思うわけです。それを知った上で、青少年健全育成会連絡協議会も万全ではないし、課題はありましたよ、生じました。だから、どこかよその県下でもやっているところがあるけど、そこと同じように、その水準に落としていこうというのでは本末転倒ではないかと。

だから、その点でいえば、よくよく考え直したほうがいいのではないかと。元教育長の市長のところで、こういうことが起こっていいのかと思いますよ。市が、教育委員会の中でもいいし、福祉部の中でもいいんだけど、よく研究して、しかるべき部署に児童クラブ係というか、放課後児童クラブ係というか、設置して、今の青少年健全育成会連絡協議会がやっているような仕事を市のそこでやって、そして支援員の皆さんは直営で頑張っていただくという仕組みを考えしていくのが、子どもにとって一番安全で保護者も安心できることではないかと思うんです。討論で言ってくれと言われるかもしれませんけど、今言いました。

基金状況表がありましたね、今回の補正によって令和7年度末の基金は、公共施設まで入れると3基金で幾らになりますか。

○議長（江口　徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

ただいまの3つの基金で約130億円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは当初予算との関係でいうと、どういう評価になりますか。

○議長（江口　徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

基金状況表がありますが、この中で令和7年度中の増減見込みがありまして、こちらの表等で取崩額と表示しているところがあります。こちらの取崩額のほうが予算の編成をする上での財源調整額となっております。こちらの年度末に關しましては、令和6年度の決算に応じて変動するところがありますので、6年度の決算を迎えますと、例えば、財政調整基金では新規積立て欄で7億2414万8千円の数字が表示されております。この部分が年度末残高に重なりますので、令和7年度末残高としては51億7297万2千円となっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつの間にか公共施設等整備基金が17億円にまで大きくなっているわけですよ。それで、これを入れると131億円ぐらいですね。今から言う数字に、この公共施設等整備基金を入れていいくのかというふうに言われるかもしれないけど、大体、基本目標は30億円でしょう。それからいえば、過去最高水準は170億円近くあったんだけど、それでも、市民の福祉のためのお金はある。無駄遣いのお金は1円もありませんという評価の答弁をいただきたかったわけですよ。できませんか。

○議長（江口　徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

こちらの基金の残高につきましては、今後の予算編成をする貴重な財源となっております。その編成をする上で、こちらの基金残高は必要な額を確保しているものと考えております。

○議長（江口　徹）

次に、24番　金子加代議員の質疑を許します。24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

私は、「議案第88号」の債務負担行為の児童クラブ及び児童センター運営委託料について質問させていただきます。

まず、債務負担行為を行う理由について、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

現在、児童クラブの運営と児童センター・児童館の運営は単年度の随意契約としているものを、令和8年度から10年度までの3か年の委託とするための債務負担行為を行うものです。

複数年の契約とすることにより、受託業者が支援員を継続的に雇用し安定的に確保できるようになり、併せて長期的な展望や支援方針を持って運営することにより、こどもたちにとってより安心安全な居場所を提供したいと考えております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

この委託料が6億1133万6千円となっておりまして、令和7年度の委託料が5億1千万円ぐらいで増額となっていますが、その理由について、お答えください。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

増額の主な要因としましては人件費となっております。近年、利用児童数が増加していること、また、配慮を必要とする児童数の増加により、支援員の負担が大きくなっている状況があることから、支援員を増員することにより負担を軽減し、児童の見守り体制と支援の充実を図りたいと考えております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

今回のこの委託なんんですけど、児童クラブの運営と児童センター・児童館の運営というふうになつておりますが、これは、それぞれ委託するんでしょうか、それとも一緒にまとめて委託するというふうな形なのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

児童クラブ・児童センターまとめての委託ということになります。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

令和6年度の決算や令和7年度の予算書を見ますと、この委託料は一緒になつていますけれども、よくよく見ると、児童クラブの運営委託料、そして児童センターの運営委託料と別々に見ることができます。しかし、これからは一緒にされて、そこら辺の違いが見えないということにな

るのでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

予算としての細節は分かれるんですけれども、契約等につきましては一緒に委託業者のほうとやっていくようになります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

結局、見えないということになるということですよね。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

細節があるということですので、そこは見えるようにはなっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

よかったです。

そうしたら、もともとこの児童クラブ・児童センターの条例、またはホームページの利用できる状況を確認いたしますと、児童クラブの対象の児童は、仕事を持ち昼間家に保護者がいない小学生、そして利用できる時間は、平日は学校の放課後から午後6時、学校休業日は8時から6時、そして利用料金があるというふうに表示されております。

一方、児童センター及び児童館の対象は、18歳未満の者、あるいは児童福祉関係の各種団体であり、乳幼児等は保護者も利用できるというような表示があり、休館日は日曜日、祝日、開館時間は午後1時から5時となっており、学校休業日は朝の8時半から5時となっており、使用料はなしというふうになっております。

もともと違うものなんんですけど、飯塚市は今まで一緒にやってきたというところがあるんですけど、そもそもこの所管について教えてください。児童クラブの所管はどこでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

学校教育課になります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

では、児童センター・児童館の所管はどこでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

同じく学校教育課になります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

児童クラブが学校教育課に入って、学校等と連携をすることはとても意味があったと承知しておりますが、児童センター及び児童館の対象は0歳から18歳までということなんんですけど、学

校教育課が持つこと自体が大変無理ではないのかと思うことがあります。実際に児童センター・児童館はこどもたちの大切な居場所であり、包括的に考える必要があるのではないかというふうに思います。

今の児童クラブの状況を考えると、児童クラブの中に、また、同じ利用時間も考えられる、児童クラブが開いているときに児童センターも利用できるという状況で、実際に利用したくてもできないということを多くの人たちから聞いていますし、この議会でも議論があったのではないかと思っております。

ぜひ、この児童館と児童センターの在り方も検討すべきではないかと思いますが、そこについてのこの所管について、どのようにお考えなのか。委託するに当たって、どんな考えがあって一緒にやろうとしているのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

未就学児等を含めての対応ということになりますけれども、児童クラブの運営と同じように、こどもの居場所、こどもの安全の確保といったことを念頭に置きまして対応していきたいと思います。ただ、未就学児等の小・中学生以外のこどもたちもそこに入ってくることになりますので、そこは関係のある課等とも連携を取りながら、情報共有をしながらやっていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

今、条例を見ますと、児童センター・児童館は先ほど申しましたように利用時間が午後1時から5時で、午前中が空いているようなこともあります。しかし、今のこの委託に関しては、この条例に沿った形で委託されるということでしょうか。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

もしよければ、児童センターをまだ使いたいという人たちもいますので、流動的になるかもしれませんけども、試験的になるかもしれませんけど、そういうことも考えて委託していただければと思っております。

それから、もう1つ質問させていただきますが、私が6月の一般質問の中で、子どもの権利条約を踏まえたこども基本法、さらにそれを踏まえて、いろいろなこどもの権利に関する法令が変わっております。それで、飯塚市の児童クラブの在り方はビジョンに沿って行われているが、それは法令とちょっと違っているというような答弁があり、その内で法令に沿ったもの、児童クラブの運営指針に沿ったものに変えていくというような答弁ありましたけども、今回のこの委託のスケジュールの中で、この変更はどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

今年4月に放課後児童クラブ運営指針が改正されまして、それに伴い、今、こちらで作成しておりますビジョンにつきましても見直しが必要だと考えておりまして、その作業はもう既に進め

ているところでございます。

今回、委託というところでありますが、委託の有無等にかかわらず、そことの絡みがあつてくると思いますけれども、ビジョンのほうの見直しは適切にやっていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

先ほどのビジョンについての改正もありますけど、運営を委託するに当たっての基本方針をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

運営に当たっての基本方針は、児童福祉法第1条の精神にのっとり、関係法令を遵守して飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例、同条例施行規則、飯塚市児童センター及び児童館条例及び同条例施行規則に基づく運営を行うこと。飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、管理運営を行うこと。対象児童の公平な利用の確保及びサービスの向上を図ること。効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。各児童クラブ等が設置されている地域住民等との連携を図り、運営に関する支援や意見を聴取する体制を整備するとともに、情報発信に努めること。受注者は、本業務遂行に関わる個人情報の取扱いについて、個人情報の保護を徹底することとなっております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

今まで、アンケート等を取ったことがないというふうに一般質問の中でおっしゃったことがあるんですけども、この委託に当たっては、その利用のこどもたちについてアンケートを取るような予定はあるのでしょうか。

○議長（江口　徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

運営に当たりましては、こども家庭庁の放課後児童クラブ運営指針にのっとりまして、アンケート等の方法により、利用児童や保護者のニーズを把握し、対応していくことは、支援の質の向上と機能の充実のために不可欠だと考えておりますので、隨時、また、定期的に意見の聴取を行っていくこととしております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

児童クラブの運営に当たっては、多くのこどもたち、また、保護者から、もっと楽しい場所、もっと安心して働いて、こどもが生き生きと行けるような場所にしてほしいという声もたくさん頂いております。

ぜひ、児童クラブがこどもたちにとって本当に楽しい場所、学校とは違う楽しい場所になるように運営をしていただきたいという思いとともに、全く機能していないと思える児童センター・児童館についても、本来、0歳から18歳までのこどもの居場所となるように包括的に考える。そういう機会になればと思っていますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第88号」に反対の立場から討論を行います。

公立保育所施設管理費（認定こども園）、予防接種健康被害対策事業費、有害鳥獣駆除対策事業費、侵入防止柵購入費補助など、市民生活に関わる補正は認めるものですが、マイナンバーカード利用の押しつけにつながりかねない医療DX推進事業費の計上があるために、補正予算案の議案全体については同意できないのであります。

なお、嘉穂劇場保存整備事業は、情報公開を強めるとともに、所在地の地元の住民の声を尊重することをはじめ、市民合意の形成を重視する必要があり、児童クラブ及び児童センター運営委託料については、利益追求を第一とする民間事業者への委託は認められません。市役所に放課後児童クラブ係を設置し、直営で支援員の皆さんのが活動できるよう、市として、子どもの安全確保に対する責任を直接果たすべきであります。

企業版ふるさと納税の宿泊税交付金は、財源としては、透明性、公平性が求められます。

以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。人事課長。

○人事課長（日高政徳）

「議案第89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

本改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。改正条例第1条の飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。第20条に規定しております第1号部分休業の承認につきまして、これまで30分を単位として1日2時間を超えない範囲で勤務時間の始め、または終わりを取得可能としていたものを、勤務時間の途中でも取得可能となるように改定するものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。第20条の2に規定しております第2号部分休業の承認につきまして、今回新設されるものでございますが、1時間を単位として1年につき10日相当の範囲で取得可能とするものでございます。第1号部分休業の承認と違い、1日につき2時間を超えての取得も可能とするものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。改正条例第2条の飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。第16条第2項に規定をしております部分休業等による給与の減額につきまして、改正条例第1条の第1号部分休業の承認及び第2号部分休業の承認で改正を行うため、それに併せて改正をするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（江口　徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番　川上直喜議員の質疑を許します。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補足説明によって、法改正の趣旨は分かりました。

そこで、この改正によって職員がどれだけ助かるのか、その影響をどう評価しているのか、伺います。

○議長（江口　徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

部分休業制度が拡充されることにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方が選択できるようになることから、職員の希望や事情に対応した勤務が可能となるものでございます。

具体的には、これまで勤務時間の始め、または終わりのみ部分休業の取得が可能でしたが、改正後は、勤務時間の途中でも取得が可能となるとともに、1日単位での取得も可能となるものでございます。これにより、子の体調不良により付添いが必要となる場合や、保育園の行事に参加する場合など、スポット的な活用もできるものと考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

対象となる職員は何人ぐらいとお考えですか。

○議長（江口　徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

令和7年9月19日現在で10名が対象となっております。ただ、この第2号の部分休業につきましては、実際に施行されてみないとどれぐらいかというのを想定できておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、市職労との協議はもう済んでいるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

組合との正式な協議につきましては、まだ行っておりません。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

正式でないものはしたということですか。

○議長（江口　徹）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

組合の委員長には事前にお話をさせていただいております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

「議案第90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書12ページをお願いいたします。二瀬出張所、幸袋出張所、鎮西出張所及び鯰田出張所を廃止するため、本案を提出するものでございます。

提出しております「議案第90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」の補足資料をお願いいたします。二瀬出張所、幸袋出張所、鎮西出張所及び鯰田出張所を各交流センターに併設して設置し、現在、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しのみ行っておりますが、補足資料「1 行政手続において戸籍謄抄本の提出が省略されたもの」に記載しておりますように、近年のデジタル化により、行政手続において戸籍謄抄本の官公庁への提出が省略されており、補足資料「2 戸籍謄抄本の交付件数」に記載しておりますように、提出が省略されたことにより、最新の戸籍、いわゆる現在戸籍の交付総件数が、令和6年度には減少していることがうかがえます。

また、補足資料「3 戸籍謄抄本等の取得方法」に記載しておりますが、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付をはじめとする戸籍謄抄本等の取得方法の多様化が進んでいること、さらに、補足資料「4 来所者延べ人数」には、各出張所における年度ごとの来所者の延べ人数を記載しておりますが、戸籍謄抄本等の取得のために来所された人数が減少していることから、出張所での戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しの交付事務を取りやめ、市民課に交付事務を集約するために、当該出張所を令和8年3月31日をもって廃止するものでございます。

改正内容につきまして、議案書13ページをお願いいたします。第1条及び第2条の本文中、出張所を削り、第2条の表中から、二瀬出張所、幸袋出張所、鎮西出張所及び鯰田出張所を削り、題名を飯塚市支所設置条例と改正するものでございます。

施行日は、附則において令和8年4月1日といたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

戸籍証明書発行等については分かりました。

そこで、今回の条例改正、つまり4出張所を廃止しようという条例改正の上程に至るまでの検討の経過を伺います。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

出張所における戸籍謄本等の交付件数は、令和元年の自動交付機の廃止以降著しく減少し、令和2年度以降にはほぼ同水準になっております。これ以降、少ない交付件数の中、交付事務を継続すべきかについて検討を行いましたが、交付件数が少ないとはいえ、申請を希望される方がい

いらっしゃる以上、交付件数が少ないと理由に廃止はできないとの見解でした。

しかし、令和6年3月以降、行政手続における戸籍謄本等の提出の省略が可能になったことなどから、戸籍謄本の取得の必要がなくなることが予測され、その交付件数の動向を注視しておりましたが、令和6年度の件数が令和5年度よりさらに減少したことにより、出張所での戸籍謄本等の交付を希望する方がさらに減少、もしくは少ないままと見込める状態になり、また、令和6年3月に開始した戸籍の広域交付などにより、戸籍謄本等の取得方法が多様化しており、その利便性の向上により出張所での戸籍謄本等の取得を必要とする機会も減少するものと考えられます。

以上のことから、出張所における戸籍謄本等の交付事務を取りやめる時期に来たと判断したものでございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自治体のサービスについては、社会的に最も弱い立場にある方々が少数であってもサービスが受けられる、安心して暮らし続けられるというように行うのが原則だと思うんです。

経過を今お聞きしましたけど、最初に、申請者が少なくなったとしても、少数であっても、ある以上、安易に廃止はできないというその立場は、その後の状況の変化を聞いても、変わらはずがないと思ったんですよ。

それで、二瀬と幸袋と鎮西と鯨田、この戸籍証明書発行を維持すると、市役所として何か不都合なことがあるんですか。

○議長（江口　徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

これまでの交流センターの職員による兼務の形での戸籍謄本等の交付事務を継続することについては、行政側に不都合はございません。

本議案は、戸籍謄本等の提出の省略が可能になり取得の必要がなくなっていること、戸籍謄本等の取得方法が多様化したことなどから、出張所における戸籍謄本等の交付を取りやめる時期に来たと判断したものです。出張所における戸籍謄本等の交付件数が著しく減少しているとはいえ、申請者がゼロではないのは事実でございます。出張所での廃止後、戸籍謄本等の交付を受けられない方もいらっしゃることにはなり、この市民に負担がかかることになる点につきましては、不都合であり、出張所廃止のデメリットだと思います。

しかしながら、出張所での戸籍謄本等の交付事務が交流センターの負担、担当者による兼務の形での対応から、本庁市民課の戸籍事務に精通した職員の対応が可能となることで、待ち時間の短縮や手厚い説明により、申請者の意向に沿った内容での戸籍証明の交付ができるものと考えております。

戸籍謄本等の取得をお考えの方の中には、交通手段に乏しい方や取得方法が多様化したとはいえ取得方法を御存じではない方やその利用が難しい方もいらっしゃいます。マイナンバーカードを利用する方にはその操作方法の周知を徹底し、どうしても本庁市民課への来庁が必要な方には市民課へ来庁する交通手段の案内を親切丁寧に行い、可能な限りその方に合った他の戸籍謄本等の取得の提案に努め、戸籍謄本等の取得につながるよう寄り添った対応をしていきたいと考えております。

以上のことから、出張所の廃止には、これまで出張所でできていた戸籍謄本等の取得が困難となる可能性があるなどデメリットもございますが、戸籍事務に精通した職員の対応による手厚い説明や、待ち時間の短縮などのメリットのほうが上回るものと考えております。

○議長（江口　徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

先ほどから言っていますけど、社会的弱者というか、今言われた移動手段の問題とか、それから障がいのある方もおられるじゃないですか。それからマイナンバーカードは持ちたくないという方もいます。そうであっても、この飯塚市で必要なサービスがきちんと受けられるというその水準が、今はないこともないわけでしょう。それをわざわざ飯塚市がやめるという。続けていて飯塚市に不都合なことはないと言うわけでしょう。やめて何か飯塚市にメリットがあるんですか。

○議長 (江口 徹)

市民課長。

○市民課長 (大谷忠敏)

市のメリットといったしましては、限られた職員で効率よく対応できる体制が整備できること。職員が専門的な知識や経験を蓄積しやすいこと。複雑な戸籍事務にも正確・迅速に対応できるということ。次に、二重対応や情報の伝達ミスの減少。戸籍情報は極めて複雑な個人情報でありますので、1か所に集中することにより、情報漏えいリスクが低減されることなどが考えられます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

飯塚市役所として何かメリットがあるのかと思ったんだけど、サービス上のことを言わされたので、先に聞きますけど、今のお話だと戸籍証明書発行で、4つの出張所の活動において事故があったのかなという気がしたんだけど、何か事故があったことがあるんですか。

○議長 (江口 徹)

市民課長。

○市民課長 (大谷忠敏)

事故の報告は一切受けておりません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

事故はないんでしょう。先ほどリスクと言われましたけど、どんなリスクがあるんですか。今まで事故は起こったこともないのに、今後、何かミスが起こる可能性があるというんでしょう。それは「議案第99号」と「議案第100号」に関係があるんですか。指定管理者が入ってくるでしょう、2つについては。そこに市の職員がいて、戸籍証明の発行を継続すると、指定管理者が場合によって個人情報などに触れてしまうと、そういうリスクがあるというような意味合いなんですか。

○議長 (江口 徹)

市民課長。

○市民課長 (大谷忠敏)

そういうリスクは考えておりません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

現実のリスクじゃないですか。

○議長 (江口 徹)

市民課長。

○市民課長 (大谷忠敏)

戸籍発行事務につきましては、福岡法務局飯塚市局に確認したところ、職員しかできないとい

うことは確認できております。（発言する者あり）

○議長（江口徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（江口徹）

本会議を再開いたします。市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

すみません。先ほどの訂正をさせていただきたいと思います。リスクという言葉なんですが、令和6年から広域交付などが開始し、より専門性が必要となり、本人からの聞き取りが技術的に多くなり、ご本人が請求を求める内容との間に食い違いが生じるということが考えられますので、その分をリスクという形で申し上げましたので、訂正させていただきたいと思います。

指定管理者では交付というのではできないということは、福岡法務局から聞いております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2つ言われたので、1つはリスクの表現はやめたいということでしょう。でも、今の話は、現実に二瀬、幸袋、鎮西、鯰田で、職員が一生懸命頑張って仕事しているわけでしょう。一生懸命頑張るというけど、全部合わせても40件ぐらいなんです。ほかの仕事の妨げには当然なりません。なったとしても、これを優先しないといけないわけでしょう。年間に何回ぐらいかなんだけど、ご本人にとっては一生に何回かしかないことでしょう。そのときに頼る鯰田出張所がないということでおいいのかということを、先ほどから言っているわけです。

現実の事故とかは発生していないわけでしょう。ミスもありません。何も問題がなかったわけでしょう。なのに、廃止するというのは、上程の理由はないんじゃないかと。

それから、今言われた指定管理者では発行できないということを、ちょっと恐れ入りましたけど、法務局まで聞きに行ったというわけ。どういう心配をしたのか。それは指定管理者にしてもらおうと思ったから行ったわけですね。そういうことですか。

○議長（江口徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

検討というか、会議の中でそういう話があったので、先ほども申しましたけども、検討の中で1つの案というか、その中で福岡法務局の飯塚市局に確認をしたところです。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何て言つたらいいかな、国税に徴税吏員の指定管理を出してよいかと聞きに行くようなもんでしょう。あり得ないような問合せに堂々と行っているんだけど。ということは、やはり「議案第99号」と「議案第100号」の関係を優先したというのが、「議案第90号」の本当の姿じゃないんですか。だから「議案第90号」を出す理由は、本当はないでしょう。

具体的には、職員が「議案第90号」で4つの出張所で頑張ることができるんだけど、現状でいえば、年間何回か遭遇する、厳密に守秘義務も守らなければならない、個人情報を守らなければならぬ場面に、民間の指定管理者、それぞれのまちづくり協議会でしょうけど、万一そこで

目に触れたり、また、それが流出したりすると困ると。

例えば、二瀬交流センターに来る方は、伊岐須とか相田とか横田とか、そういう近所の方が来るわけでしょう。まちづくり交流センターのそこにいる職員は誰になるのか分かりませんけど、そこに身近な人がいる可能性がありますよね。その身近な方々に、身近な方々の戸籍が、個人情報が仮に出たりすれば大変なことになりますということを言うわけでしょう。

だから、出張所の仕事より、矛盾のある「議案第99号」と「議案第100号」の指定管理を承知の上で優先させる議案が、この「議案第90号」じゃないかと思うわけですよ。違うと言ってください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほど来、課長のほうが申し上げておりますとおり、戸籍の広域交付の開始による戸籍謄本等の取得方法の拡大により、出張所における戸籍謄本等の交付件数がこれまで以上に減少しております。

今回、今後の出張所の在り方について、出張所の取扱い業務の内容等を確認し整理しまして、組織及び業務の効率化、合理化及び適正化について慎重に検討した結果、戸籍謄本交付の事務を市民課に集約するものでございます。

○議長（江口 徹）

川上議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「議案第90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論いたします。

この条例は、二瀬、幸袋、鎮西、鯰田の4出張所を廃止し、現在そこで行っている戸籍証明書の発行を廃止するというためのものです。この議案については、本来は総務委員会で審査るべきものだと思うんです。そこで否決すればよいのかと思ったりもするんだけど、少なくとも、実情を調べて慎重審査しようとなれば継続審査ということが考えられたわけです。しかしながら、飯塚市議会は現在、常任委員会がこのありさまなので、本会議でいきなりやっているわけです。ですから、もう少し調べたいということがあったとしても、今日には強引に採決をせざるを得ないということなんです。そうなれば、継続審査、慎重に審査する道は一つしかないんですね。慎重に審査を重ねるという点でいえば、今日、否決するしかないんですよ。どっちかなと思う暇もないですから。

否決するでしょう、そして、執行部がどうしてもと言えば、次の議会に再上程すればいいじゃないですか。私はまた否決したほうがいいと思うけど。そうすれば、その間、十分な期間がなくとも、今日否決すれば、12月議会まで、事実上の継続審査になるんじゃないですか。そう思いませんか。ですから、どうなんだと、今日でなくてもいいんじゃないかと思われる皆さんには、継続審査ということができない以上、否決をお願いしたいと思うんです。反対してもらいたいと思いますけど。

先ほど、議員の皆さんは執行部の話を聞いてしっくりこないと思われたと思います。オートレースは、勝車投票券を売って、売って、売って、泣く人がいっぱいできればできるほど儲かるというとんでもない仕組みですけど、それでも飯塚市は、廃止しようとしている。お客様が減少すれば廃止するというふうに言わないじゃないですか。

しかし、今問題になっているサービスは、先ほどから言いましたけど、比較的高齢の方とか、

もしかしたら障がいのある方とか、遠くに歩いて行きにくい方とか、そういう方々が目に浮かぶようですよ。出張所で「どうしたの、何とかさん」という感じで、名前を呼ぶか分かりませんけど、丁寧親切にやって、事故も起きていないわけでしょう。減少しているからやめます。飯塚市が地方自治体として行うべきサービスとしてはあり得ない判断を、この議案上程の理由の1つに挙げているわけです。

もう1つは、戸籍の取得、証明の取得の多様性のことを言わされました。この多様性の中に、有利に利用できない方々がここにお見えなんじやないでしょうか、多様になっているから。例えば、マイナンバーカードを持っていない。持っていても、実は使ったことがないとか。コンビニに行って、どうするんですか。出張所の市の職員以上に、コンビニの方々がいつも必ず親切丁寧にやってくれるとは限らないんじやないですか。

それから、部長の答弁の中で、行政の効率化——、行政の効率化というのは市民サービスの充実の意味じやないんですか。住民サービスを充実するために、行政の体制を効率的に編成したりするのが、行政の効率化じやないんですか。こういうのは行革とも呼ばないと思うんです。そういうことが大きく指摘できるのではないかでしょうか。

「議案第99号」と「議案第100号」、二瀬交流センターと幸袋交流センターをそれぞれのまちづくり協議会に指定管理で任せることについて、これから審議するので、賛否を言うわけではありませんけど、そこに民間のまちづくり協議会が指定管理者として入ってくる。そこで、この戸籍証明発行の事務をやることであれば、先ほど質問の過程で言いましたけど、個人情報の保護とか守秘義務とかにおいて矛盾することが、物理的、空間的に起こる可能性があるというふうに判断して、「議案第99号」と「議案第100号」を優先するために、この際、戸籍証明書発行事務のほうを排除すると。つまり、指定管理者制度導入を何年も前からかけて努力してきたんだけど、どうしてもこの発行事務が邪魔で仕方ないというのが、市の考え方だったじやないですか。

それで、それならば、指定管理者のまちづくり協議会が、戸籍証明書の発行ができないのかというのを飲み込もうとしたのが、今の答弁で分かったのではないかと思うんです。わざわざですよ、びっくりしました、法務局に「民間事業体が戸籍証明書を発行していいのか」とか、それも「委託していいのか」とかを聞きに行っているわけでしょう。ちょっと正気ではないなと思います。

そういう議案を、我々がおかしいなと思っても、与党だから賛成したと、仕方がないというようなことに対する必要はないのではないかと。

最初に戻りますけど、一旦、否決しましょうよ。市役所は自己検討して、どうしても必要なら、また12月に出せばいいじやないですか。そのときどうするかは、また皆さんで考えるとして。だから継続審議的な意味合いを込めてでも、今日は否決にしていただきたいというふうに呼びかけて、討論を終わります。

○議長（江口　徹）

ほかに討論はありませんか。8番　藤堂　彰議員。

○8番（藤堂　彰）

私は、「議案第90号」に賛成の立場で討論いたします。

実は3月議会で出張所に関して私も一般質問をさせていただきまして、結論でいうと、ここはもう整理すべきではないかというふうに発言をさせていただきました。

その際は、理由としては、公平性が担保できていないというところで、現在、筑穂、庄内、穂田、穂波、二瀬、幸袋、鎮西、鯰田があると。しかし、ほかの交流センター、菰田、飯塚片島、立岩、飯塚東というのは取れないというところで、公平性が担保できていないというところです。

あとは単純に費用対効果のところで、私としては、ここは整理していいのではないかというふうに発言いたしまして、今回は賛成という立場で討論させていただきます。

ご賛同のほど、よろしくお願ひします。

○議長（江口　徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第91号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

「議案第91号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童養護施設等については職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育士等における虐待等への対応についても同様の仕組みを設けるため、児童福祉法の条文が改正されております。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。議案書の16ページから17ページをお願いいたします。改正法の施行に伴い、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例において、第13条の虐待等の禁止の条文中、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改め、附則、第9条の条文中、「法第18条の18第1項の登録」を「法第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改めるものでございます。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第12条及び飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第26条においても、同様に条文中、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

なお、施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口　徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番　川上直喜議員の質疑を許します。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

法改正の趣旨について、条例改正の趣旨も分かりました。

それで、この改正後、どういうようなことを市として具体的にやるのか、スケジュール的なことがあれば、それも含めて教えてください。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

条例施行のスケジュールでございますが、今回の改正によりまして保育施設等の保育所、児童館及び認可外保育施設等が加わったものでございまして、そういった施設のほうに改正の趣旨等のご説明をしていきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

「議案第92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の18ページをお願いいたします。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、市町村による制度の適正運営を支えるため、必要な調査や質問を行う制度上の手段を規定するため、子ども・子育て支援法の条文が改正されております。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。議案書の19ページをお願いいたします。「飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例」第7条、罰則の条文中、「法第13条第1項」を「第13条」に改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の説明で分かりましたので、質問を取り下げます。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたため、飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものでございます。

第1章、総則では、20ページから25ページにわたって、乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員に関すること。乳児等通園支援事業所内部の規定に関することなどについて定めております。

次に、第2章、乳児等通園支援事業では、25ページから30ページにわたって、一般型乳児

等通園支援事業及び余裕型乳児等通園支援事業の設備の基準及び職員に関することについて定めております。

30ページ、第3章、雑則では、乳児等通園支援事業における記録に関することについて定めております。実施に当たっては、国が定めた乳児等通園支援事業実施要綱に基づき行うものでございます。

なお、施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口　徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番　川上直喜議員の質疑を許します。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この条例で、具体的に本市で該当する事業としては、どういったものがありますか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

乳児等通園支援事業につきましては、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設を利用できる事業となっておりまして、新規の事業でございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう意味ですか。今、該当する事業はないということなんですか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

この事業は新規の事業でございます。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、該当する事業体はないという意味ですか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

ございません。

○議長（江口　徹）

次に、24番　金子加代議員の質疑を許します。24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

飯塚市乳児等通園支援事業、これは、つまり「誰でも通園制度」のことだと思うんですけども、この基準が満たされているかどうかを判断するスケジュールについて質問いたします。

まず、保育施設が行う手続について教えてください。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

スケジュールでございますが、保育施設が事業を実施するためには保育士及び保育室を確保の上、飯塚市に事業の認可申請を行う必要がございます。飯塚市は、申請を受けて設備設置基準等

の適合状況について審査を行い、認可の可否を判断し、保育施設へ通知をいたします。

事業の認定を受けた保育施設は、国が提供いたしますシステム、総合支援システムと言いますが、こちらを使用し、各保育施設が預かれる日や人数をシステムに登録することとなっております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

この運用するに当たり、利用者が行う手続を教えてください。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

飯塚市では、事業の実施に当たり、国が提供する総合支援システムを使用いたします。保護者は、まず飯塚市に利用の申込みを行います。市は、利用資格を確認し、利用認定を行い、認定保護者に対してシステム利用のためのIDを発行いたします。保護者はIDを使用しシステムにログインし、こどもの情報を入力、利用したい施設を検索し、見学の予約を行います。見学終了後、施設利用についての予約ができるようになります。その後は予約した日に利用し、当日、保育施設に利用料を支払うことになります。

○議長（江口　徹）

会議時間を午後4時15分まで延長いたします。

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

30ページを見ますと、この条例は令和7年10月1日から施行するとなっておりますが、実際、10月1日から事業を利用できるのでしょうか。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

事業者の認定について、9月中に事前審査を完了し、10月1日に認定できるように準備をしております。10月1日に事業者に受入枠の設定、見学の受付等を行っていただきまして、同時に、利用者としては利用認定申請、見学、予約を行っていただくことにより、速やかに事業が開始できると考えております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

この条例の第6条（乳児等通園支援事業者の一般原則）の第4項に「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とあります。この外部の者というのは、どういった方のことなのか、また、その結果をどのように公表するのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

まず外部の方は、有識者等第三者の方によるものでございます。それから、事業の公表につきましては、毎年、県が行う監査に、乳児等通園支援事業を含め事業全体に対する外部評価の結果が、園だよりやホームページで公表されることになります。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

外部の方というのは、第三者というのは、受けていたいたいた事業者の外部の方ということです。

○議長（江口徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

事業者以外の方でございます。

○議長（江口徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この事業の周知については、どのように行う予定でしょうか。

○議長（江口徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

事業の周知につきましては、市報、ホームページ、SNSを通じて広報するとともに、子育て支援センターなどの子どもが集まる場所でのチラシの配布、保健師による定期健診の際などに事業の案内を行う予定でございます。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

午後 3時59分 延会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江 口 徹	15番	永 末 雄 大
2番	兼 本 芳 雄	16番	土 居 幸 則
3番	深 町 善 文	17番	吉 松 信 之
4番	赤 尾 嘉 則	18番	吉 田 健 一
5番	光 根 正 宣	19番	田 中 博 文
6番	奥 山 亮 一	20番	鯉 川 信 二
7番	藤 間 隆 太	21番	城 丸 秀 高
8番	藤 堂 彰	22番	秀 村 長 利
9番	佐 藤 清 和	23番	小 幡 俊 之
10番	田 中 武 春	24番	金 子 加 代
11番	川 上 直 喜	26番	瀬 戸 元
13番	田 中 裕 二	27番	坂 平 末 雄
14番	石 川 華 子	28番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼 丸 義 経		
議会事務局次長	上 野 恭 裕	議事調査係長	渕 上 憲 隆
議事総務係長	安 藤 良	書 記	宮 山 哲 明
書 記	伊 藤 裕 美	書 記	奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長	武 井 政 一	財 政 課 長	松 本 一 男
副 市 長	久 世 賢 治	市 民 課 長	大 谷 忠 敏
副 市 長	藤 江 美 奈	医 療 保 険 課 長	大 隅 友 加
教 育 長	桑 原 昭 佳	企 業 誘 致 推 進 課 長	柴 田 康 弘
企 業 管 理 者	石 田 慎 二	商 工 觀 光 課 長	原 野 正 俊
総 務 部 長	許 斐 博 史	農 林 振 興 課 長	古 江 敬 輔
行政 経 営 部 長	福 田 憲 一	保 育 課 長	宮 本 敏 行
市民 協 働 部 長	小 川 敬 一	健 幸 保 健 課 長	林 寛 侍
市民 環 境 部 長	長 尾 恵 美 子	学 校 教 育 課 長	吉 村 浩 一
經 濟 部 長	小 西 由 孝	文 化 課 長	瀬 尾 善 忠
こども 未 來 部 長	林 利 恵	企 業 管 理 課 長	手 柴 弘 美
福 祉 部 長	東 剛 史	下 水 道 課 長	西 岡 真 結
都 市 建 設 部 長	大 井 慎 二		
教 育 部 長	山 田 哲 史		
企 業 局 次 長	今 仁 康		
人 事 課 長	日 高 政 德		